

駒ヶ根市景観計画



平成 25 年 6 月

駒 ヶ 根 市

未来につなぐ美しい景観を目指して



当市は、東西に南アルプスと中央アルプスが美しい山々を連ね、そのふところから流れ出る清流が大地やみどり豊かな森林、里山を潤し、悠久たる天竜川の流れへと注ぐ中で、長い年月をかけて創り出されてきた多彩で雄大な自然景観を有しています。

また、先人達が生活の中で築き上げてきた田園風景や街並み、歴史と風格がある寺社などが、美しい自然と調和し趣のある景観を織り成しています。

当市においては、平成5年度に「美しい景観まちづくり基本計画」を策定、また平成7年度には「美しい景観まちづくり条例」を制定し、市民、事業者、行政が力を合わせ、この素晴らしい景観の保全、育成に努めてきました。

この間、景観育成住民協定をはじめとする様々な地域ぐるみの取組みに、多くの市民や事業者の参加を得て、特色ある活動が進められてきました。

そして、国においても、社会が発展を遂げ様々な開発が進む中で、景観育成の重要性への意識が高まり、平成15年に「美しい国づくり大綱」が制定され、平成16年には「景観法」が制定されました。

こうした動きを受け、景観法による規制、誘導と駒ヶ根市景観条例による自主施策を基に、市民にとって誇りあるふるさとであり、訪れる人におもてなしが感じられるような魅力ある景観づくりを進めるため、「駒ヶ根市景観計画」を策定いたしました。

今後、市民、事業者との協働により、駒ヶ根市らしい景観を守り、育て、創り、私たちの大切な財産として次世代に継承していけるよう、さらに努力してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり幅広いご提言、ご検討をいただきました計画策定委員をはじめとした市民の皆様並びに関係各位のご尽力に心よりお礼を申し上げます。

平成25年6月

駒ヶ根市長

杉本幸治

目 次

第1章 景観まちづくりとは	1
1. 計画の背景と目的	2
(1) 計画をつくる背景	2
(2) 計画づくりの目的	2
2. 計画の位置づけ	3
(1) 計画の構成	3
(2) 計画の位置づけ	4
(3) 計画の基本的な枠組み	5
 第2章 景観特性と課題	 7
1. 景観の捉え方	8
(1) 将来のまちの景観像の設定	9
2. 景観形成上の問題点・課題の整理	11
 第3章 法定事項	 13
1. 景観計画の区域	14
(1) 景観計画区域の区分	16
(2) 景観育成重点地区	17
2. 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	18
(1) 景観形成のための理念	18
(2) 景観計画区域の区分ごとの良好な景観形成に関する方針	23
3. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	34
(1) 景観法及び駒ヶ根市景観条例に基づく届出対象行為	34
(2) 景観育成重点地区の景観法及び駒ヶ根市景観条例 に基づく届出対象行為	36
(3) 景観計画区域の区分ごとの景観形成基準	38
(4) 景観育成重点地区ごとの景観形成基準	53
4. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針	63
5. 良好な景観形成のために必要な事項	68
(1) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の 設置に関する行為の制限に関する方針	68

(2) 景観重要公共施設の整備に関する方針 -----	70
(3) 景観農業振興地域整備計画の策定に関する方針-----	70
第4章 協働と連携の景観まちづくり -----	71
1. 市民・事業者が景観まちづくりに参加する仕組み -----	72
(1) 景観育成住民協定地区の拡大に向けて -----	72
(2) 表彰制度 -----	72
(3) 提案制度と発展的協議 -----	73
(4) 地域活動の促進 -----	73
2. 都市計画制度との連携 -----	76
(1) 都市計画の制度の指定 -----	76
(2) 他の法制度との連携 -----	77
3. 景観形成の手続きの流れ -----	79
景観計画運用の手続きの流れ -----	79
4. より充実した景観計画の整備に向けて -----	80
望ましい景観形成に向けて -----	80

第 1 章 景観まちづくりとは

1. 計画の背景と目的

(1) 計画をつくる背景

駒ヶ根市は、澄んだ空気、清らかな水、豊かな緑など自然に恵まれた地域です。西には勇壮な宝剣岳を中心とする中央アルプス、東には伊那山脈の山並みの奥に仙丈ヶ岳をはじめとした南アルプスを望む「アルプスがふたつ映えるまち」です。また市域中央を天竜川が流れ、その両側には河岸段丘が連なるほか、中央アルプスを源流とし、氷河時代から絶えることなく太田切川の清流が流れています。

歴史的には東山道をはじめとして西日本と東日本の接点として生まれ、民話や伝説などの文化遺産が数多く残されています。

また駒ヶ根市は、地形的には市役所庁舎所在地の標高が 676m で平坦地が少なく、夏は涼しく過ごしやすい地域ですが、冬は非常に寒く、気温の日変化が著しいなど厳しい自然と対峙しております。そういった地形条件、自然条件のうえに、長い年月を超えて先人が育んできた独特の歴史や文化が築かれています。

これらアルプスに囲まれた地域の暮らしにかかわるすべての自然の風景や独特の生活文化の風景は、駒ヶ根市の大切な景観資源であり、次の世代へ伝え、守り、育み、新たに創造していく財産といえます。

一方、中央自動車道の開通に伴い、中京圏、首都圏とのアクセス性が飛躍的に向上しました。また、モータリゼーションの進展に伴い生活の広域化や多様化が進み、それに合わせて道路の生活基盤が漸次整備され、高度経済成長のなか一定の豊かさを享受してきました。その一方で、駒ヶ根市においても都市化に伴う社会経済情勢の変化や多様な価値観を背景に、経済性のみを追求した建築行為や、周辺との調和に配慮の欠けた開発行為等が目立ちはじめ、「アルプスがふたつ映えるまち」の風景が損なわれないか懸念されるようになってきました。

また経済社会情勢の潮流を見ると、少子高齢化の進展や長引く産業経済の低迷期等にあって、安心・安全、環境との共生、健康長寿、地域コミュニティの回復等、より心の豊かさを求めて変化してきています。豊かな自然環境や美しい景観に恵まれてゆったりと暮らす、ゆとりある生活の実現や人間性の回復が志向され、それぞれの地域の歴史、文化や風土に根ざした協働のまちづくり＝風景づくりがより一層求められる時代となりました。

(2) 計画づくりの目的

駒ヶ根市の持つ自然、歴史、生活の風景は、「アルプスがふたつ映えるまち」に対する私たちの想いが映されています。美しい駒ヶ根の風景を守り、残していくための取り組みは、



日頃その恩恵にあずかる市民だけではなく、経済活動を行う事業者や駒ヶ根を訪れる方々等、様々な人々によって支えられる必要があります。そして、生活の中で、価値観の違う者同士が心地よく平穏な毎日を送るためには、一定のルールが必要であり、そのルールが守られ、はじめて地域社会の象徴としての美しい風景が守られ、育まれるものと考えます。そのような人々の協働により、夢と希望と笑顔に満ちた市民の豊かな暮らしが達成され、多くの人々を惹きつけてやまない、魅力あふれる駒ヶ根市が実現されることを願い、景観計画を定めます。

2. 計画の位置づけ

(1) 計画の構成

本計画は以下の4章で構成しています。

第1章は、計画策定の背景と目的、位置づけ等を示した「構成編」です。

第2章は、景観の捉え方や駒ヶ根市の景観資源、特性と課題等を示した「現況編」です。

第3章は、駒ヶ根市の景観計画の区域、景観まちづくりの理念、方針及び景観形成基準等を示した「計画編」です。

第4章は、協働の景観まちづくりの推進に向けた考え方等を示した「推進編」です。

【構成編】 第1章 景観まちづくりとは

- 計画の背景と目的
- 計画の位置づけ

【現況編】 第2章 景観特性と課題

- 景観の捉え方
- 景観形成上の問題点・課題の整理

【計画編】 第3章 駒ヶ根市景観計画

- 景観計画の区域
- 景観まちづくりの理念・方針
- 景観形成基準

【推進編】 第4章 協働と連携の景観まちづくり

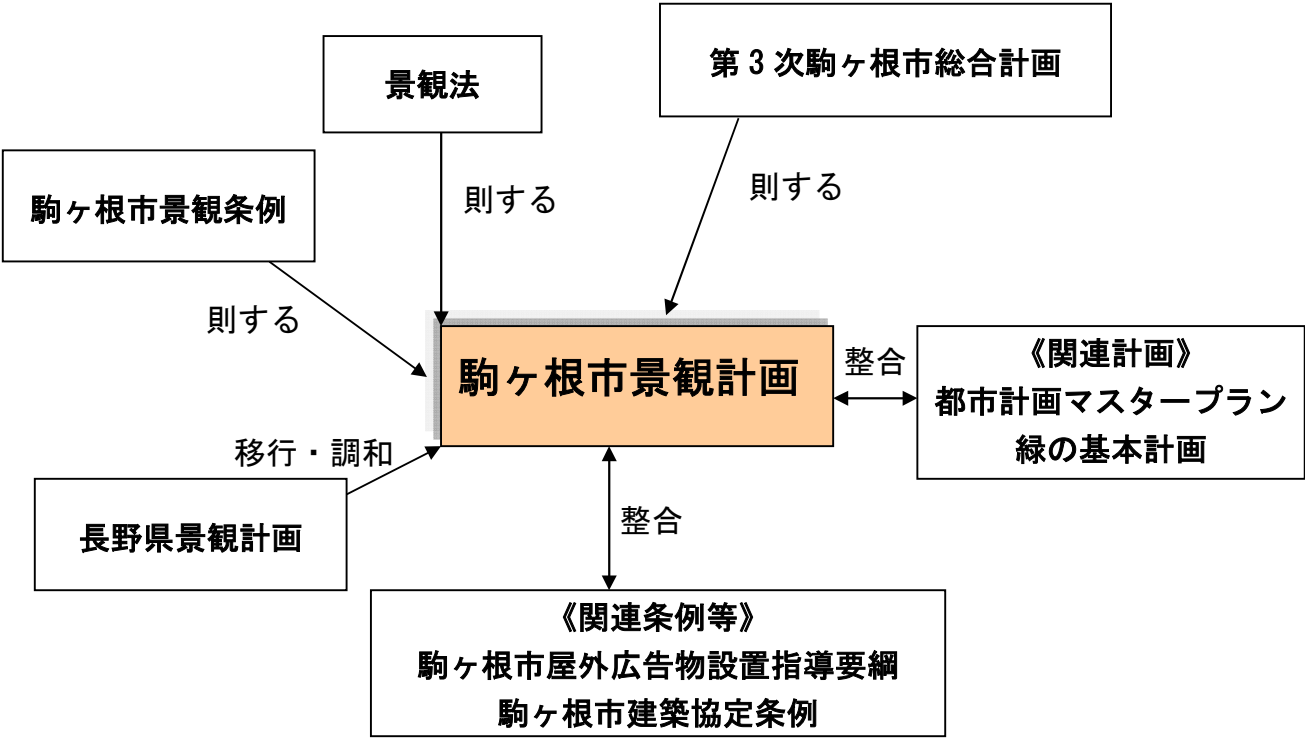
- 協働の仕組み
- 都市計画制度との連携
- 景観形成の手続きの流れ
- 充実した景観計画の整備に向けて



(2) 計画の位置づけ

本計画は、景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく景観計画（法定計画）として作成します。

景観法に規定する項目のうち、景観計画の区域、景観計画区域内における良好な景観の形成に関する方針、及び良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項のほか、必要な事項について定めます。特に、「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」に記載する基準等については、景観法第 8 条第 2 項第 2 号に該当する部分であり、行為の主体者は景観法の規定に則した手続き等が義務付けられます。



(3) 計画の基本的な枠組み

駒ヶ根市景観計画の基本的な枠組みは、景観法に基づく法定事項と、駒ヶ根市の実践的な景観行政の取り組みに向けた自主的事項の2つです。

1) 景観法第8条に基づく事項（法定事項）

【必須事項】

- ①景観計画の区域（法第8条第2項第1号）
- ②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条第2項第2号）
- ③景観重要建造物・樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号）

【選択事項等】

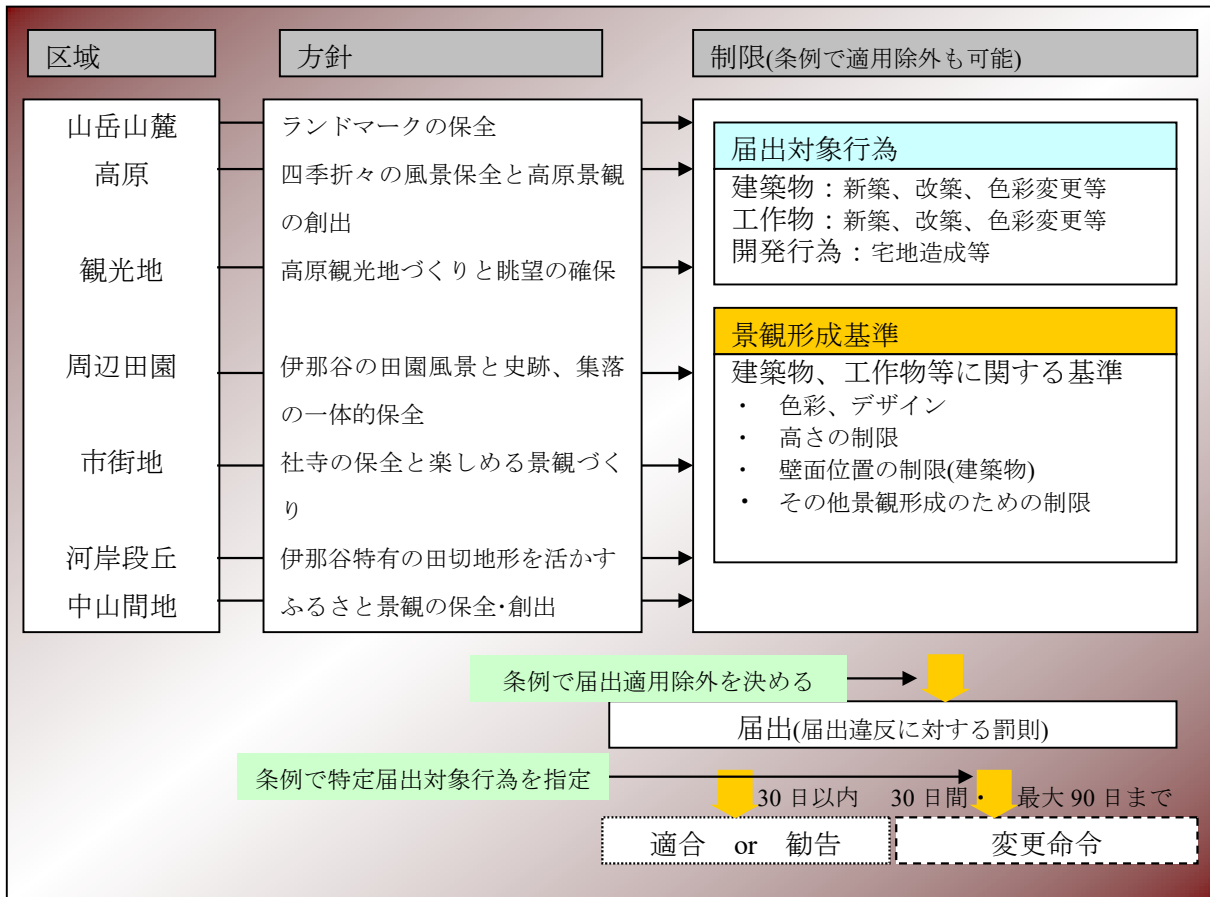
- ④屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項(法第8条第2項第4号イ)
- ⑤景観重要公共施設の整備に関する事項（法第8条第2項第4号ロ）
- ⑥景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

（法第8条第2項第4号ニ）

- ⑦景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項）

景観計画では、景観形成に関する3つの決め事である「区域」、「方針」、「制限」を主に定めます。

【景観計画イメージ】



2) 市独自の景観行政の取り組み事項（自主事項）

市民・事業者が景観まちづくりに参加する仕組み

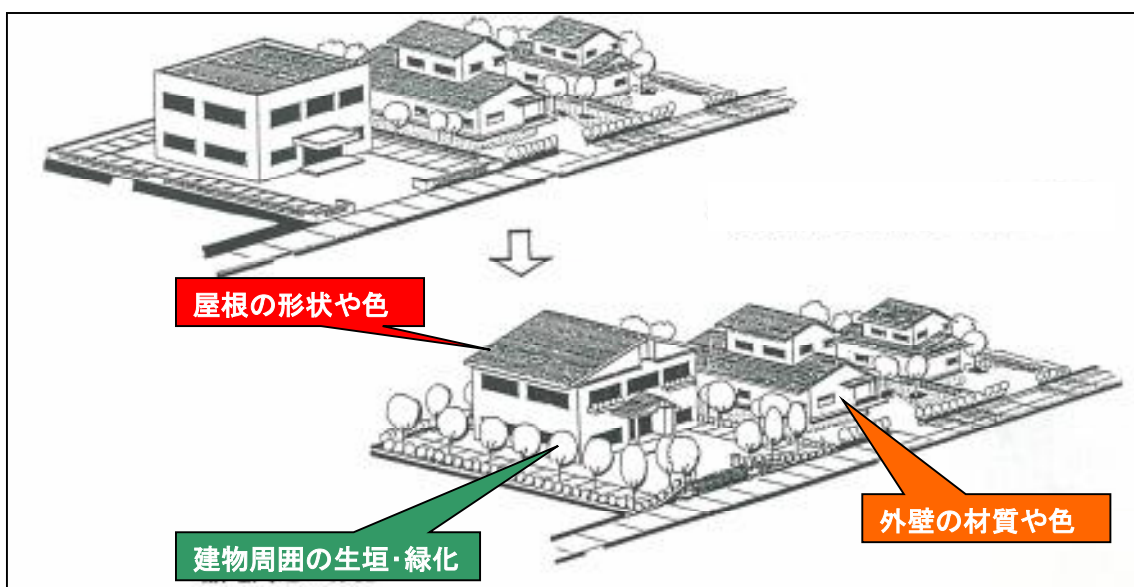
景観育成住民協定地区の拡大に向けて

表彰制度

提案制度と発展的協議

地域活動の促進

《景観形成基準のイメージ》



第2章 景観特性と課題

1. 景観の捉え方

「景観」とは、都市や地域を構成する自然、建築物・工作物等の物的環境と、歴史・風土、文化・伝統、人々・暮らし、技術・制度等の非物的環境が、一体となって目に見えてくる見え方、感じ方と捉えられます。

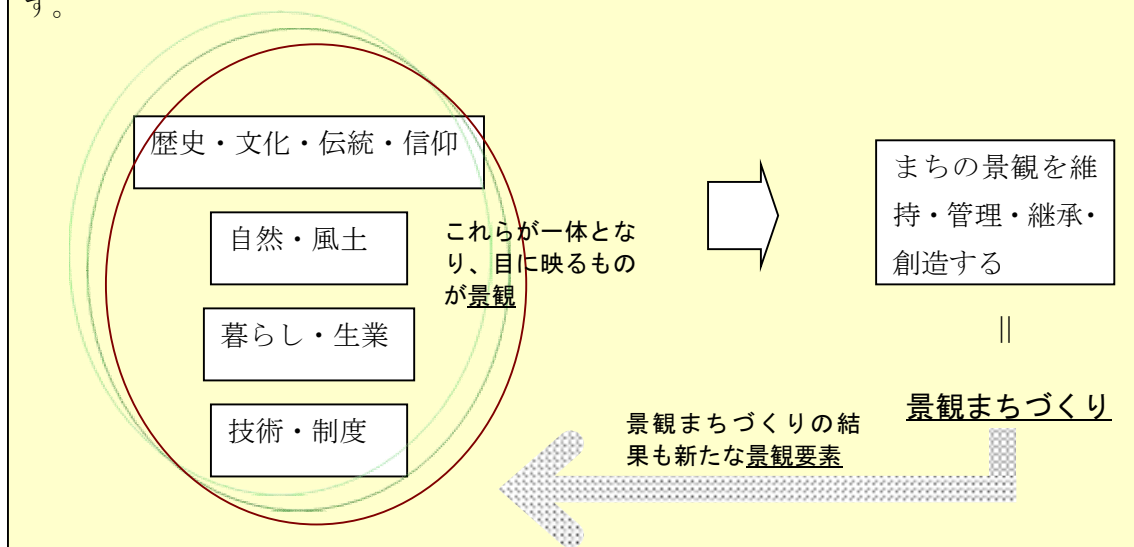
この見え方、感じ方は、「対象」と「観る者」の相互作用であり、単に視覚的な事象に止まらず、観る者のその時の気分や気候、匂い、音、肌ざわり等と密接に関連しています。このように、景観の形成は、人間の知覚全体で把握する空間あるいは場の整備を対象としています。

また、「景観まちづくり」とは、以上のような景観を維持・継承・改善・創造するための様々な活動であり、都市及び地域全体の時間（歴史）の脈絡の中に位置づけられます。こうしたことから、景観まちづくりは、都市や地域の規模、そこで繰り広げられる諸活動や市民生活のスタイル、長年にわたって培われた歴史、文化の蓄積を反映した活動であり、その都市・地域の固有な表現としての性格をもつと捉えられます。

このため、駒ヶ根市の景観形成にあたっては、これまでの時間をかけて「自然と人間の活動」が相まってつくり上げられてきた自然環境、歴史・文化、そこに暮らす市民の暮らしなどを景観資源として捉え、その構造（骨格的景観／地域的景観等）を多くの市民、企業、NPO、来訪者等が共有していく必要があります。

《景観まちづくりとは》

景観まちづくりは、まちや地域が、住民ひとりひとりの資産になり、次の世代に引き継ぐに値する魅力的なものになるよう、行政や住民・事業者等が協働して行う取り組みです。



(1) 将来のまちの景観像の設定

1) 景観づくりによりどんな効果を求めるか

(市民のための景観、もてなしの景観づくり)

・市民アンケートでは、景観づくりによる効果として「心の満足」「誇り、愛着」「街並みを保存する意識」といった市民の景観づくりや自分の街に対する意識醸成を期待する意見が多くありました。

また「観光・集客力」、「企業誘致」といった経済効果に対する期待も挙げられています。

そのため、駒ヶ根市の景観づくりでは、まずは市民のための景観づくりを目指すこととし、市民が日常生活を営む中で満足する景観づくり、自分の街に愛着を感じ、街並みを綺麗にする意識が芽生えるような景観づくりを目指します。

市民が誇り・愛着を感じる景観づくりに取り組み、もてなしのまちづくりを進めることで、交流人口の増加が望め対外的な経済効果も期待できます。

2) 駒ヶ根市の目指す街並み

(原風景と調和した街並みづくり)

・市民アンケートにおいて、駒ヶ根市の景観形成に参考にしたい都市とその理由を尋ねた問いに、「花、緑、自然と調和」していることや、「歴史や文化」が感じられるといった意見が多数挙げられています。

一方、ワークショップでは「サンライズ・サンセットを楽しんでもらえる街」「山岳観光地のモデルの街」といった自然を生かしつつ来訪者にも楽しんでもらえるようなもてなす景観づくりも挙げられました。

いずれにしても駒ヶ根市では、残したい景観として多数挙げられている自然景観を活かしつつ、街なかにおいても自然と共存していることを感じる景観づくり、“駒ヶ根＝自然と調和した街”を目指します。

そのためには、自然環境の保全に加えて、駒ヶ根の原風景と調和する建物づくり、街並みづくりに取り組んでいく必要があると考えます。

3) 景観のルールづくり

(ガイドラインの整備と地区別景観基準の設定)

・市民アンケートでは、景観形成のルールについて、「経済活動にも考慮し、ゆるやかな規制や誘導」としつつ、「地域や場所によっては、高い目標に向かう規制」を設定することが望ましいという意見が多数を占めています。

景観づくりに当たっては、規制・誘導のガイドライン的なマニュアルを整備し、それに基づいて景観づくりに取り組むことが望ましいと考えます。



（景観阻害要素の排除、建築物の誘導、道路景観形成）

・市民アンケートでは、ルールづくりが必要な分野として「景観を阻害するものの移設、撤去」「物件の集積・堆積」「自然環境の保全・維持管理(森林、農地の風景)」など、まずはマイナス景観をゼロにすることに対するルールづくりが望まれています。



また建物に対しては「高さ」「色」、敷地内に対しては「緑化」に対するルールづくりが望まれています。

道路に対しては「街路樹」「看板、案内表示」等に対するルールづくりが望まれています。

これらは、ワークショップにおいても同様の意見が挙げられました。

従って、ルールづくりの対象として、大きくは

- 1 「景観阻害要素」をいかに減らしていくか
- 2 「建物」の意匠、形態をいかに原風景に調和させるか
- 3 「道路」の景観形成をいかに図っていくか

の3点と考えます。

4) 取り組み体制

（市民、事業者、行政の協働で）

・市民アンケートでは、景観形成に向けた取り組み姿勢として「市民と事業者、行政が話し合い」ながら、進めることが望ましいという意見が多数を占めました。

従って、上記の景観のルールづくりで整理したように、行政で市域全体の景観づくりをコントロールしつつ、地区ごとの景観づくりにあたっては、市民や事業者など地域住民の考えを基本的に尊重して景観形成に当たることが望ましいと考えます。

（景観ルールに基づき、市民、事業者が自ら取り組む）

・市民アンケートでは、市民や事業者の役割としては、「街をきれいに」「新築・改築にあたっての配慮」「花や緑を増やす(民地緑化)」が多く挙げられています。また事業者の役割では、「屋外広告物設置への配慮」も多く挙げられています。

これは、上記の景観のルールづくりで整理した対象の「景観阻害要素」の除外、「建物」の原風景との調和、「道路」景観づくりと一致しています。市民や事業者は、景観のルールを踏まえた中で、この3点に取り組んでいくことが必要であると考えます。



2. 景観形成上の問題点・課題の整理

駒ヶ根市では、平成6年に『駒ヶ根市美しい景観まちづくり基本計画』を策定、その後「駒ヶ根市美しい景観まちづくり条例」を制定し、景観育成住民協定地区を設定するなかで、地区ごとに景観づくりに取り組んできました。

一方、国における景観に関する考え方は、平成10年に閣議決定された全国総合開発計画『21世紀の国土のグランドデザイン』のなかで示されています。この計画では副題として「地域の自立促進と美しい国土の創造」と掲げられ、その背景として、国民意識が「自然をかけがいのないものとして再認識し、自然の価値により重きをおかれる」ように大転換したと記述されています。

また本文の中では、第2章の文化の創造に関する施策のなかで、「これまでの経済成長と都市化の進展の中で、生活空間のゆとりが失われるとともに、地域の歴史、文化を物語る農村漁村の風景が崩れ、・・・」と景観が失われてきていることを述べています。そして、(1)美しさとゆとりを重視した生活空間の形成で「農山漁村等においては、長年の管理により美しく維持され、景観としても価値のある農山漁村や森林の保全と活用を進め、・・・、都市においては個々の建物のみに着目するのではなく、色彩、形状等を含め、借景の思想を生かした周辺の自然景観やスカイラインとの調和を図るとともに、電線類の地中化による電柱の除去等を進め、あわせて、美観を損ねるおそれのある屋外広告物への規制の実効性を高めるため地区計画、条例に基づく広告物協定等の活用を図る」としています。

以上のようなこれまでの景観に対する経緯を踏まえると、前節で整理した駒ヶ根市の保全景観、阻害景観、及び将来の景観像は、平成6年の『駒ヶ根市美しい景観まちづくり基本計画』策定以降の駒ヶ根市の景観に関するテーマであり課題であるといえます。



ここでは、景観形成基準の策定を見据えた問題点・課題を整理します。

建築物	建築物の屋根	山型屋根、破風など山並みの景観と調和した形態の誘導を図る必要がある。
	建築物の外壁	周辺の風景に調和した形態、色彩の誘導を図る必要がある。
	その他	アルプスの眺望を確保するため、高さに配慮する必要がある。
敷地内の 工作物など	ブロック塀 フェンス	自然と共生する町並み形成のため、生垣を推進する必要がある。
	自販機	特に高原地域、観光地地域では、自動販売機の設置にあたり、景観に配慮する必要がある。
	樹木・植栽	敷地内の植栽、緑化を推進し、地域によってはオープンガーデンづくりも検討する必要がある。
	広告・看板	景観に配慮し、形態、意匠の統一化を図る必要がある。
	旗	ノボリ旗は、大きさ・色・設置箇所を制限する必要がある。
	その他	工作物を設置する場合には目立たないような配慮を施す必要がある。
公共施設用地 道路 河川 各種拠点 (眺望拠点、緑の拠点、憩いの拠点、桜の拠点)	電柱・電線	主要道路を中心に電線類の地中化を図る必要がある。
	広告・看板	景観に配慮し、形態、意匠の統一化を図る必要がある。
	樹木・植栽	地域のテーマに合わせて特徴ある植栽を行い、景観形成を図る必要がある。 また樹木の維持管理のあり方も検討する必要がある。
	ガードレール フェンス	色や形態などに関して、地域ごとにテーマをもって決定し、統一化を図る必要がある。
	照明	周辺に農地がある地域では、作物に影響がないように、照度、点灯時間に配慮する必要がある。
	アーケード	駅前ゾーンなど商業エリアでは、アーケードを活用した景観づくりを検討する必要がある。
拠点・視点場からの眺望		市内各地の眺望拠点や散策道、サイクリングロード沿線では、眺望を確保するための整備や建築にあたっての誘導を図る必要がある。 田園景観、棚田景観を保全するため、遊休農地対策を推進する必要がある。 森林エリアの荒廃を防ぐため、その管理対策を検討する必要がある。
その他規制・誘導の取り組み		市内には文化財として石造物がたくさん分布する。景観スポットのひとつとしてその活用を図る必要がある。 空き地、空き家対策、ゴミの不法投棄について、規制・誘導を図り、綺麗な街並みを形成する必要がある。



第 3 章 法定事項

1. 景観計画の区域

駒ヶ根市は、澄んだ空気、清らかな水、豊かな緑など自然に恵まれた地域です。西には勇壮な宝剣岳を中心とする中央アルプス、東には伊那山地の山並みの奥に仙丈ヶ岳をはじめとした南アルプスを望む「アルプスがふたつ映えるまち」です。

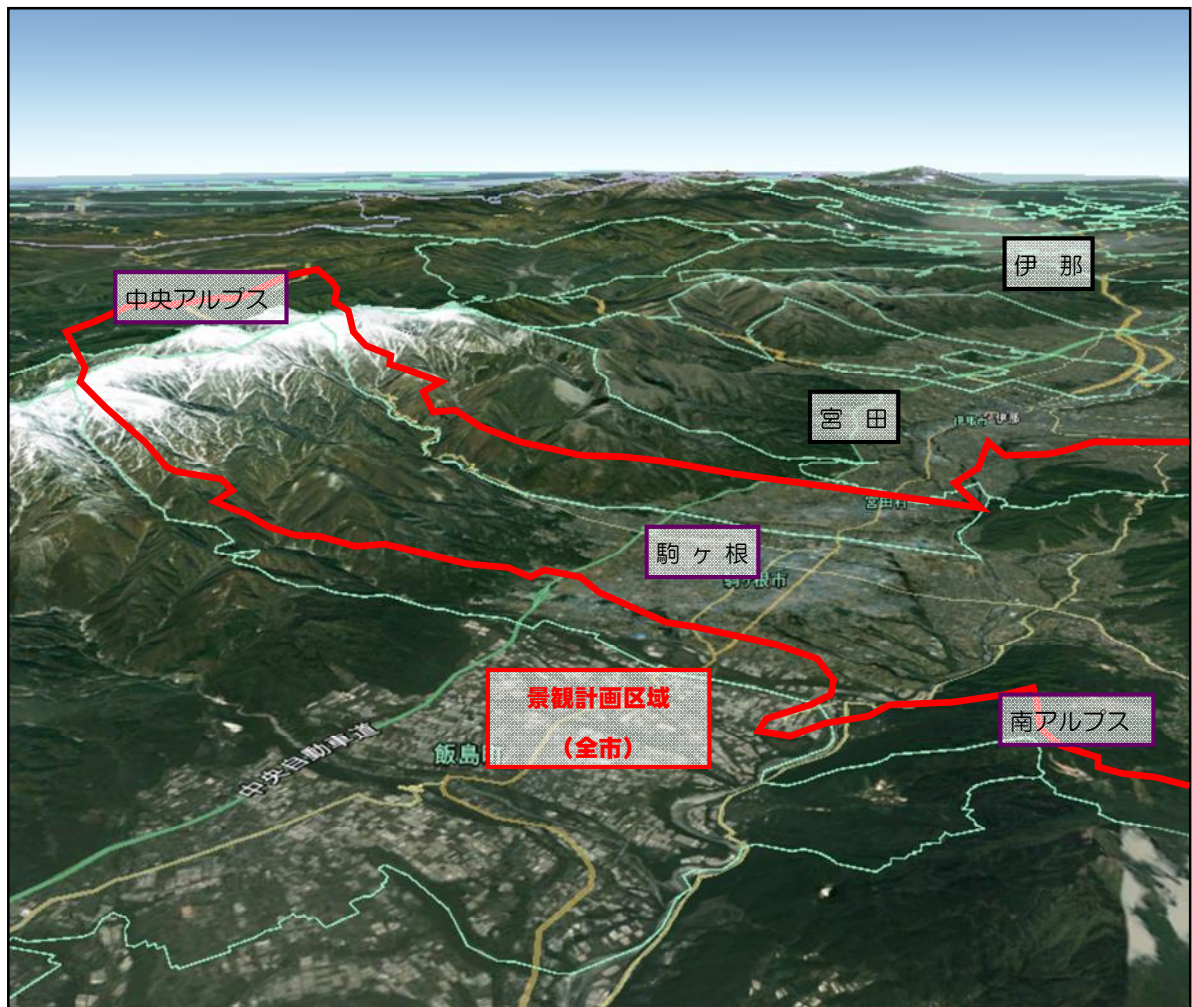
駒ヶ根市における関連計画等をみると、第3次駒ヶ根市総合計画では、駒ヶ根市のあるべき姿を掲げ、基本的な施策の方向を定めており、計画区域を全市全体とし、さらに市街地整備エリアと環境軸に大別しています。

地域の景観づくりに関してみますと、平成6年に策定された「駒ヶ根市美しい景観まちづくり基本計画」では、本市全域において美しい景観形成に向けての基本的な事項を定めています。また、現在9つの景観育成住民協定地区が締結されており、各地区において協定エリアが定められています。

「都市計画マスタープラン」では、駒ヶ根市都市計画区域を対象区域とし、さらに地域毎の6地域に区分しており、「緑の基本計画」では駒ヶ根市全域において、緑地の保全や緑化の推進に関して定めています。

以上のことから、今後の駒ヶ根市の良好な景観形成を担う本計画においては、これらの区域が反映されるように駒ヶ根市全域を景観計画区域とし、さらに地域の特性に応じて景観計画区域の区分と景観形成方針をまとめます。





ふたつのアルプスに囲まれた駒ヶ根市全景



市街地から西方向の中央アルプスを望む



市街地から東方向の南アルプスを望む



(1) 景観計画区域の区分

景観計画の区域の中は、様々な景観特性をもった地域で構成されています。そのため、景観計画区域を6の地域に区分し、景観形成の方針を整理します。

○山岳地域

宝剣岳をはじめとする中央アルプスの山々は、駒ヶ根のランドマークであり、千畳敷カールは、特徴的な地形や高山植物が良好な景観を形成している。

また、この地域の森林地帯は自然災害の害として有効に位置し、大切な水資源の保水能力を備え、自然環境の保全形成に多様な公益的機能を持つ。

○山麓高原地域

山麓の林間には、周辺の自然や樹木等との調和を図った施設や事業所等が点在し、自然が織りなす四季折々の風景の変化とともに良好な景観をかもししている。

樹木に囲まれた中に小川が走り、また地域内には様々な動植物も生息しており、自然との調和や共存が特に望まれる地域である。

○観光・田園地域

千畳敷を間近に見られる視点場であるとともに、大河川や湖沼、林におおわれた寺や史跡が周辺の自然に調和し、特有の景観をつくりだしている。

インターチェンジからも近く、ロープウェイの入口や温泉など多くの観光施設が並ぶ高原観光地である。

○周辺田園・河岸段丘地域

天竜川に向かって、ゆるやかな傾斜のある田園風景をかもし、大きな広がりを持つ景観をつくりだしている。

工場等の立地や郊外への出店等が進む地域も含み、竜東地域からの田園風景の眺望や、この地域からの両アルプスの眺望を守り、田園風景との調和を図った発展が望まれる地域である。

○市街地地域

南北に比較的平らで東に向かってゆるやかな傾斜があり、東西に山々を望むことができる市街地である。

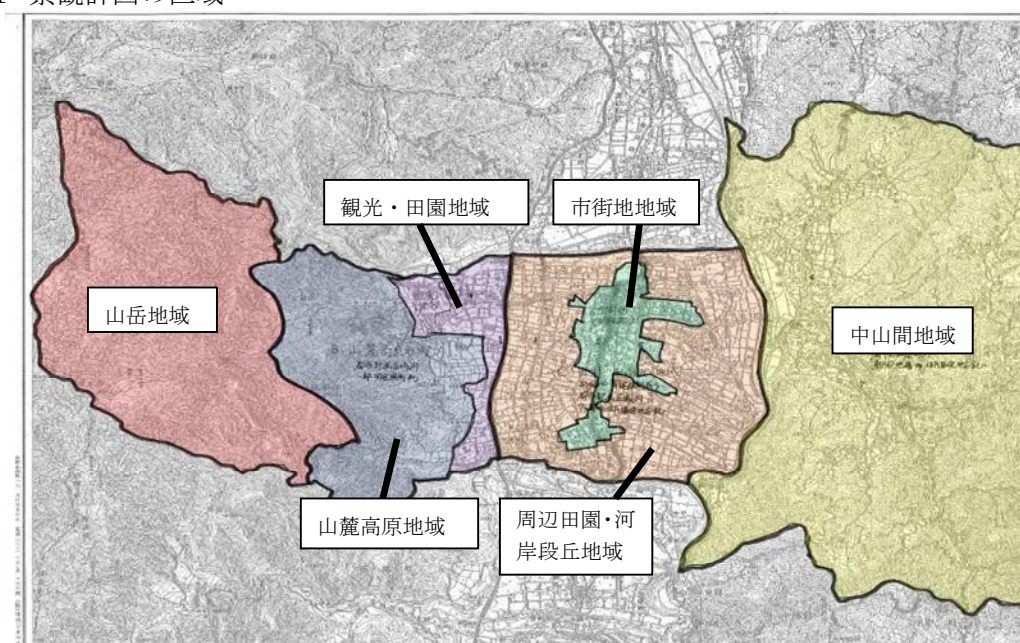
J R・伊南バイパス・国道153号線が南北に走る沿線に街並みが続き、沿道に店舗等が立ち並ぶ地区から、区画整理や住民協定等により空間が確保された地区へと続いている。

○中山間地域

平地が少なく洞や沢等が多く、変化に富んだ山間地である。傾斜地と背景の山を活かした生活空間が特徴的である。

河岸段丘上は、中央アルプスや田園風景、天竜川などの絶好の視点場となる場所も多い。

図1 景観計画の区域



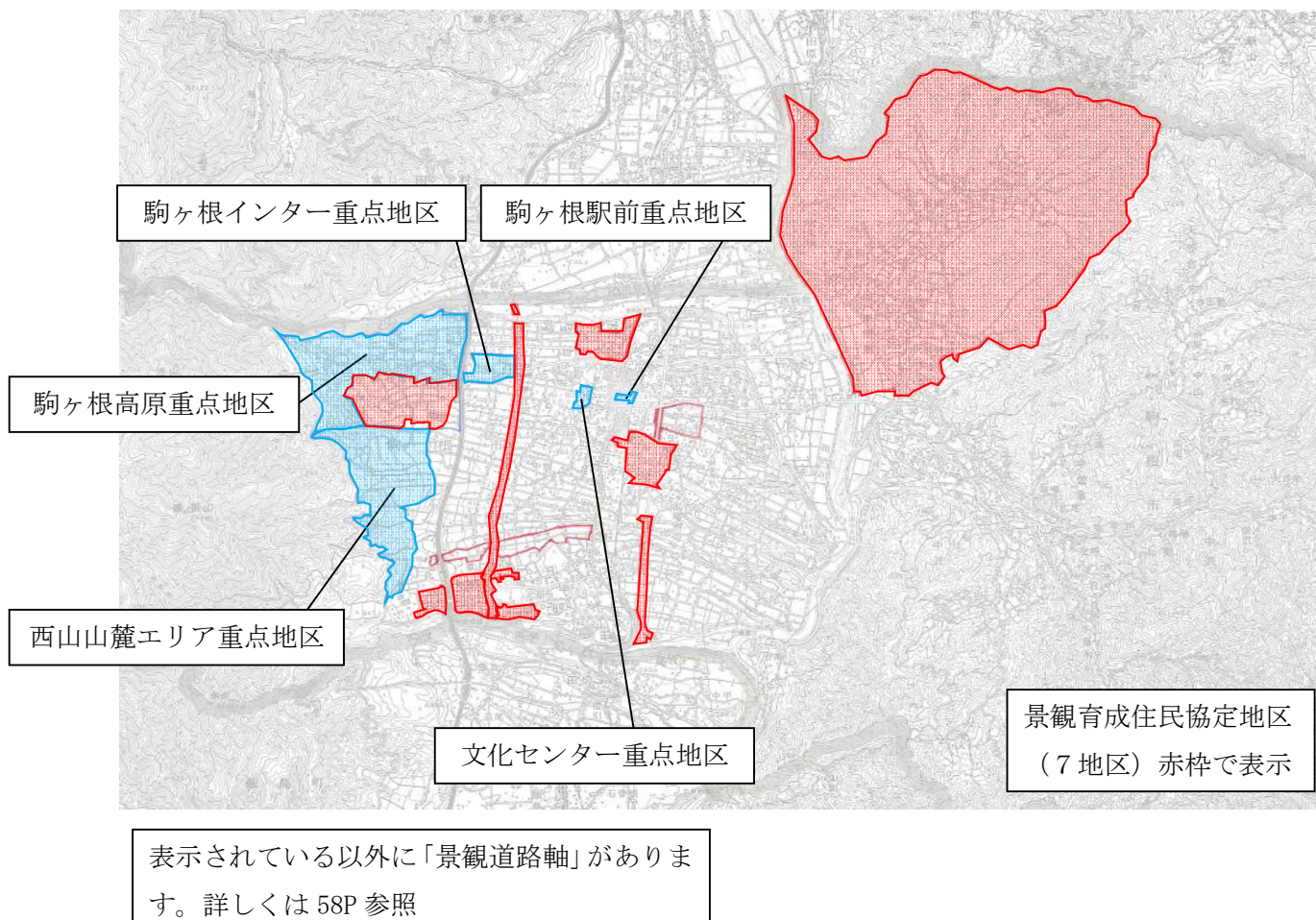
(2) 景観育成重点地区

本市の中でも特に重点的に景観育成を進めるエリアを景観育成重点地区（以下「重点地区」という。）として位置づけます。

市民や観光客が集まる5つのエリアに加え、2つのアルプスを眺望する重要なポイントとして景観道路軸、市民の主体的な取組みで景観育成が図られる景観育成住民協定が締結されている区域（7地区）（以下「景観育成住民協定地区」という。）を重点地区とします。重点地区と指定を受けた地区については、小規模の建設等の行為についても届け出てもらうことにより、きめ細やかな景観の育成を進めます。

- | | |
|-------------------|-------------|
| ○ 駒ヶ根インター重点地区 | ○ 駒ヶ根高原重点地区 |
| ○ 西山山麓エリア重点地区 | ○ 駒ヶ根駅前重点地区 |
| ○ 文化センター重点地区 | ○ 景観道路軸 |
| ○ 景観育成住民協定地区（7地区） | |

図1 重点地区の位置図



2. 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

(1) 景観形成のための理念

駒ヶ根市では、景観形成をするうえでの基本的な考え方として、関連計画及び景観計画策定に向けたワークショップ、アンケート等から導き出される次の3つの理念に基づき、駒ヶ根市にふさわしい景観形成を図ります。

駒ヶ根市景観計画の理念

◆理念1

- 地域に愛着や誇りをもつ地域住民を増やし、
協働による景観づくりを目指します

◆理念2

- 駒ヶ根市の雄大で美しい自然を活かした
景観づくりを目指します

◆理念3

- 生活基盤・経済基盤・地域の魅力の向上を目指します。



◆理念1

● 地域に愛着や誇りをもつ地域住民を増やし、

協働による景観づくりを目指します

【 目 標 】

- 地域の景観づくりへの関心を高めます
- 地域景観を軸にした地元住民の意識の共有化を図ります
- 地域住民や観光客などの‘人’が集まりたくなる景観づくりに取り組みます
- 地域に人がとどまる（Ｉターン・Ｕターン）景観づくりを目指します

● 地域の景観づくりへの関心を高めます

- ・各関連計画では、様々な施策を進めるうえで市民参加を目標に掲げており、また、市民参加に対して支援施策等で計画の普及促進を進めています。このことから、市民参加により景観づくりに対する関心を高めるよう努めます。
- ・住民アンケートでは、景観を阻害する建物や不法投棄等のマイナス景観に対する意見が多く挙げられていることから、地域景観の向上に向けた取り組みを進めます。

● 地域景観を軸にした地元住民の意識の共有化を図ります

- ・各関連計画での市民参加の目標及び住民アンケートでの景観づくりに求める効果として挙げられている「心の満足」や「ふるさとへの愛着」などの意見から、地域の景観づくりを進める中でも地域住民が「心に潤いを感じられ」、「地域に愛着をもつ」ことができるような取り組みを進めます。
- ・地域の景観づくりで地域住民同士が顔を合わせ、時間を共有する機会を得ることにより、お互いの絆や安心感が生まれ、さらには地域環境が向上するような景観づくりの取り組みを目指します。

● 地域住民や観光客などの‘人’が集まりたくなる景観づくりに取り組みます

- ・住民アンケートの景観づくりに求める効果での「心の満足」や「ふるさとへの愛着」等の意見から、人が自然と集まりたくなる、自分のまちを自慢したくなるような景観づくりを進めます。



- ・駅前商店街や市街地地域においては、地域住民みんなが集まりたくなるような心地の良い景観づくりを目指すことで地域の活性化に寄与します。

また、観光客にとっても「心の満足」を感じられるよう、駒ヶ根市の魅力あふれる景観づくりを進めます。

●地域に人がとどまる（Ｉターン・Ｕターン）景観づくりを目指します

- ・同じく、住民アンケート結果の「心の満足」や「ふるさとへの愛着」といった意見が多くあることから、関東方面などの都会へ出て行く若い世代が将来また駒ヶ根市に戻り、生活したいと思えるような景観づくりを目指します。

また、本市を訪れた人が第２の故郷として定住したくなるような駒ヶ根市の個性や魅力あふれる景観づくりを目指します。



◆理念2

● 駒ヶ根市の雄大で美しい自然を活かした

景観づくりを目指します

【 目 標 】

● 地域資源を活かした各エリアの景観づくりを目指します

- ・各関連計画では施策を進める上での目標に「地域の特色に応じたきめ細やかな取り組み」や「駒ヶ根市の個性ある風景の創出」という目標を掲げていることから、本市に点在する自然資源や歴史・文化資源を生かした景観づくりに取り組みます。

特にアルプスの眺望景観は市民憲章にもあるとおり、観光客だけでなく、地域住民にとっても心のよりどころとなる大切な資源であるため、アルプスの眺望に配慮した景観づくりを目指します。

- ・アンケート及びワークショップ結果でも、残したい景観として自然景観、歴史的景観が多く挙げられていることから、その地域の資源や特性に応じた、地域にふさわしい景観づくりに取り組みます。

また、ワークショップでは駒ヶ根市の将来像として、ゾーニングを行っており、市民意見のひとつとして反映されるような景観づくりを進めていきます。



◆理念3

● 生活基盤・経済基盤・地域の魅力の向上を目指します。

【 目 標 】

- 景観づくりにより生活基盤、経済基盤を補足し、快適で潤いのある景観の創出を図ります
- 地域のイメージアップを図り企業誘致に貢献できる景観づくりを目指します
- 景観づくりにより生活基盤、経済基盤を補足し、快適で潤いのある景観の創出を図ります
 - ・これまでの「美しい景観まちづくり基本計画」で目標とした「快適で潤いのある景観の創出」や「歩いてみたくなるまちなみ景観の創出」「良好な景観の保全と新たな美観の創出」を継承し、地域住民の生活エリアや観光客が訪れる観光エリアなど、地域の特性に応じた良好な景観の創出を図ります。
 - また、生活エリアとなる街なかではポケットパークなどの人が集えるような空間整備を進めます。
 - ・駅前商店街は、心地のよい商業空間を創出することで地域住民の生活の一部であるエリアの活性化を図ります。
 - ・アンケートでは、景観に求める効果として、「観光・集客」や「駅前商店街の改善」等の意見があることから、景観づくりにより生活基盤や経済基盤に寄与するような取り組みを進めます。
- 地域のイメージアップを図り企業誘致に貢献できる景観づくりを目指します
 - ・アンケートの結果から「企業誘致」等の経済発展を望む意見があるため、駒ヶ根市の景観にふさわしい企業誘致が進められるような景観形成を進めます。
 - また、誘致する企業にとっても、企業イメージ等に貢献できるような景観形成づくりを目指します。



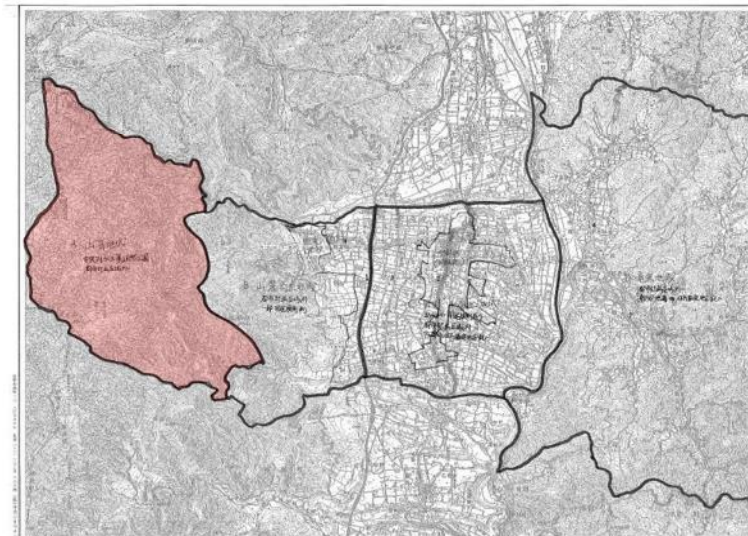
(2) 景観計画区域の区分ごとの良好な景観形成に関する方針

駒ヶ根市景観計画を実施するにあたり、駒ヶ根市では3つの理念に基づき、区域ごとの景観形成方針を設定します。各区域の目指すべく景観形成の実現に向けて景観計画区域の区分ごとの方針を定め、その方針にそって景観形成を図っていくことが大切です。

ここでは、景観区域ごとの良好な景観形成に関する方針を定めています。

各区域が特徴ある景観を形成し、それぞれが集まり駒ヶ根市の魅力ある景観を形成してくと考えます。

1. 山岳地域



※中央アルプス国立公園（令和2年 3月27日指定）の駒ヶ根市の範囲とする。

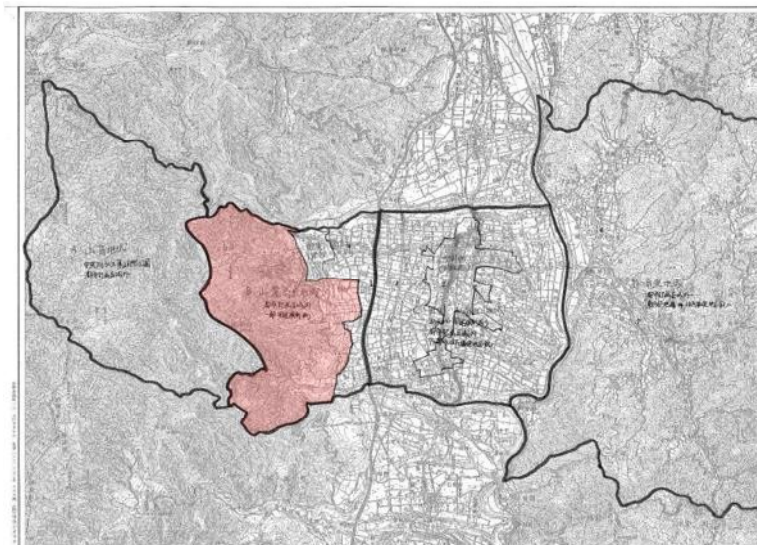
※この範囲内については自然公園法、長野県文化財保護条例による行為の届出及び許可が必要な地域であるため、景観法及び駒ヶ根市景観条例の届出の対象外とする。

【 方 針 】

駒ヶ根を代表する中央アルプスの眺望景観を形成する地域であるため
森林の維持・保全、向上を図ります。



2. 山麓高原地域



＊西は中央アルプス国立公園との境から、平成21年3月駒ヶ根市発行都市計画図において都市計画地域内白地地域の容積率/建ぺい率=100/60の範囲とする。

【 方 針 】

山岳地域とともに駒ヶ根を代表する中央アルプスの眺望景観を形成する地域であるため森林の維持・保全、向上を図ります。

視点場としての道路整備

- ・点在する施設を結び、サイクリングや散策等で自然景観を楽しめるよう、自然林や小川等の既存資源を活かした高原的景観整備や眺望確保のための道路整備・誘導を図る。

高原地にふさわしい景観の創出

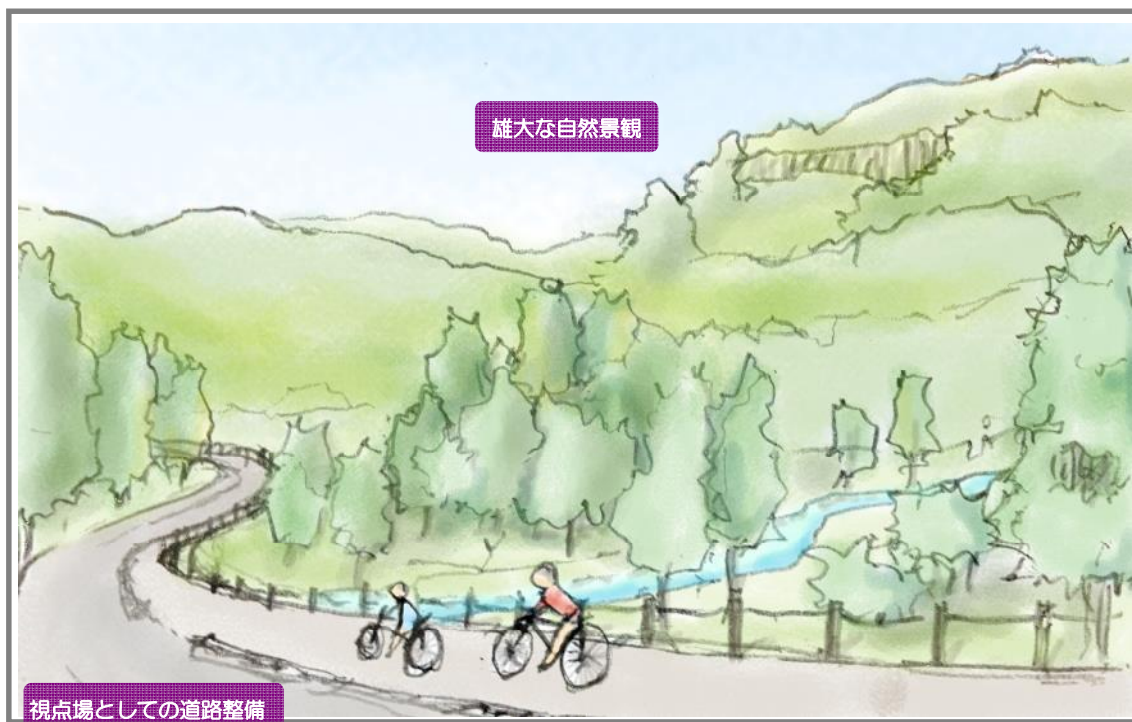
- ・高原の自然と調和した景観を保全、創出する。

自然林の整備

- ・自然林等の荒廃を防ぎ、既存樹木を活かし、自然と溶け込むような、良好な高原的景観整備を行う



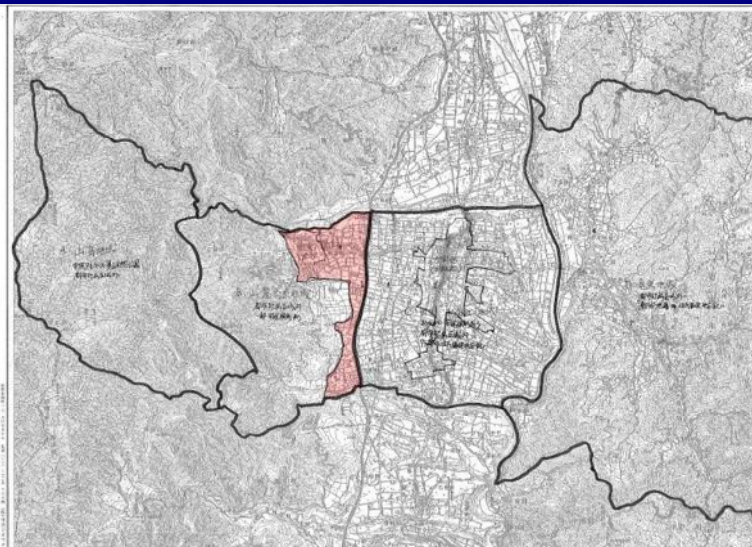
【サイクリングロード・散策道整備】



駒ヶ根から眺望できるアルプスと雄大な自然景観を満喫できるよう利用しやすいサイクリングや散策に適した道路整備を図ります。



3. 観光・田園地域



＊山麓高原地域との境から中央自動車道との間の地域

＊琴ヶ沢線沿線景観形成住民協定地区、大徳原周辺地域景観形成住民協定地区を一部含む

＊光前寺周辺水仙の里景観育成住民協定地区を含む

【 方 針 】

地域住民が案内したくなる、観光客へのおもてなしにふさわしい景観を目指すとともに、観光客がまた訪れたいくなる景観づくりで集客を図ります。また、アクセントとなるスイセンや草花植栽による法面修景や石積み等の地域資源を活かした田園景観の創出を図り、駒ヶ根らしい田園景観を目指します。

駒ヶ根を訪れる観光客のための
景観の創出

・観光・田園地域は「千畳敷カール」「光前寺」「早太郎温泉」等に多くの観光客が訪れる重要な地域であるため、訪れた観光客をおもてなしできるような景観形成を図っていく。

視点場としての道路整備

・点在する施設を結び、サイクリングや散策等で自然景観を楽しめるよう、自然林や小川等の既存資源を活かした高原的景観整備や眺望確保のための道路整備・誘導を図る。

高原地にふさわしい景観の創出

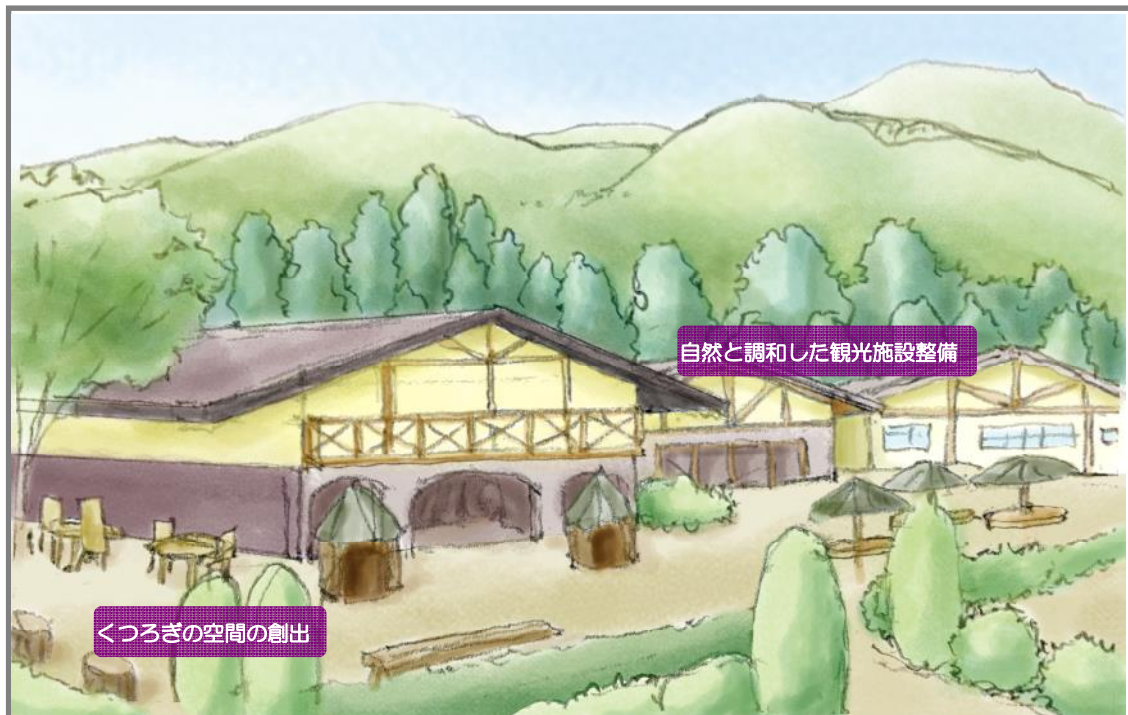
・高原の自然と調和した景観を保全、創出する。

自然林・樹林帯の整備

・自然林等の荒廃を防ぎ、良好な高原的景観整備を行う。景観保存樹林に指定されている樹林が多く存在し、自然林が守られている。



【観光地としてのにぎわいの創出】

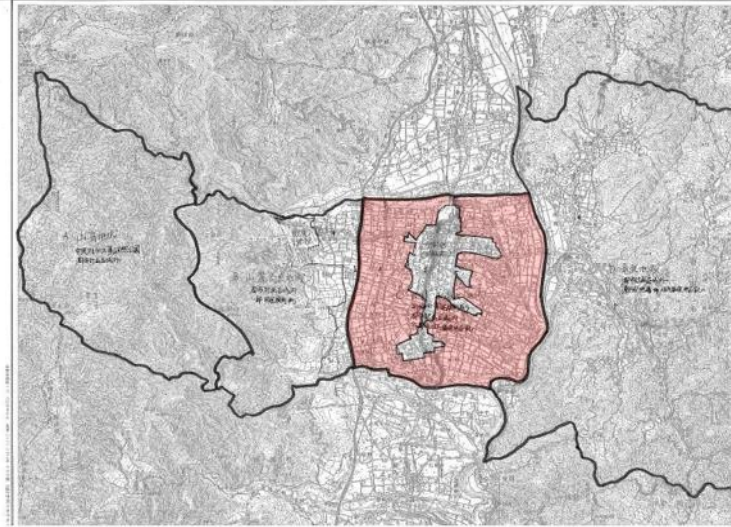


観光・田園地域は駒ヶ根市の特色である自然や直産物を生かした「おもてなしの空間」でにぎわいの場を創出し観光地としての集客を図ります。

駒ヶ根インター付近は、駒ヶ根市の玄関口となる地域です。駒ヶ根市を訪れた人に豊かな自然を印象付けられる空間の創出を目指します。



4. 周辺田園・河岸段丘地域



- * 西は中央自動車道、東は天竜川に囲まれた地域で、用途地域の指定のない区域
- * 看護大学周辺地域景観形成住民協定地区を一部含む
- * 広域農道沿線景観形成住民協定地区を含む
- * 琴ヶ沢線沿線景観形成住民協定地区を一部含む
- * 大徳原周辺地域景観形成住民協定地区を一部含む
- * ふれあいセンター周辺（梨の木）景観形成住民協定地区を一部含む
- * 伊南バイパス「駒ヶ根南部」景観育成住民協定地区を一部含む

【 方 針 】

アクセントとなるスイセンや草花植栽による法面修景や石積み等の地域資源を活かした田園景観の創出を図り、駒ヶ根らしい田園景観を目指し、ふたつのアルプスが映える地域を目指します。

田園ゾーン整備

- ・ 両アルプスの借景による駒ヶ根らしい田園景観の創出を図る。
- ・ 建築物の規制・誘導による良好な田園景観の保全を図る。

田園空間の アクセントの創出 (スイセン・草花)

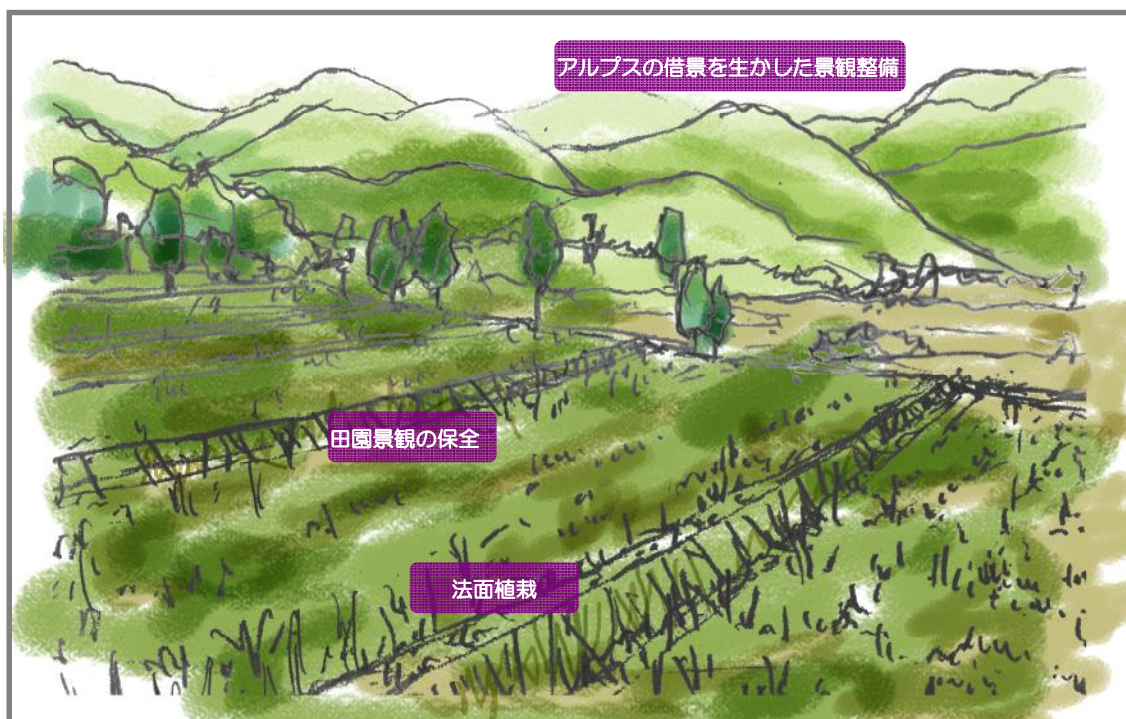
- ・ 広域農道、琴ヶ沢線沿線にかけては、現在植栽されているスイセンの維持・保全を図る。
- ・ 田畑の法面等はスイセン・草花植栽による修景を図る。
- ・ 日本の原風景、田園風景として、その維持・保全を図る。



河岸段丘の保全整備

・地域特性のひとつである河岸段丘の緑地景観の保全を図る。

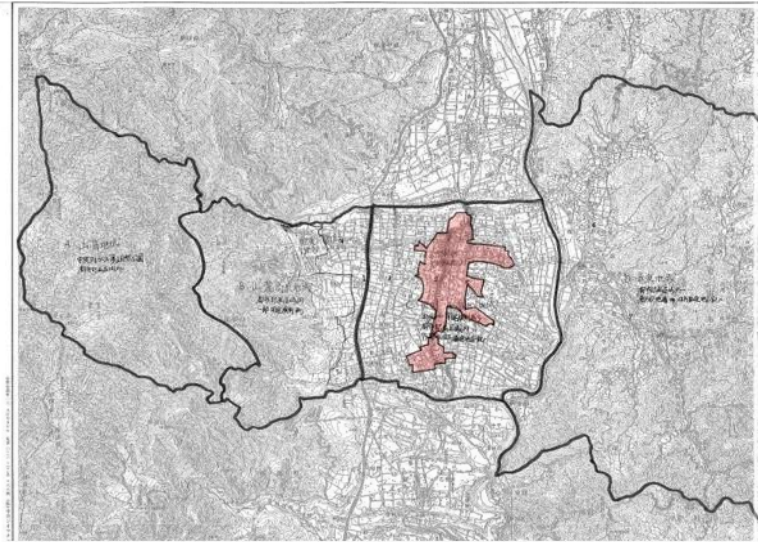
【アルプスの借景による田園景観の創出】



アルプスと棚田の良好な田園景観の保全を図ります。また、花の季節には法面植栽による修景を行います。



5. 市街地地域



- * 西は中央自動車道、東は天竜川に囲まれた地域で用途地域の指定のある区域
- * ふたつのアルプス望岳の里「南田市場」景観形成住民協定地区を含む
- * 伊南バイパス「駒ヶ根南部」景観育成住民協定地区を一部含む
- * 琴ヶ沢線沿線景観形成住民協定地区を一部含む
- * ふれあいセンター周辺（梨の木）景観形成住民協定地区を一部含む

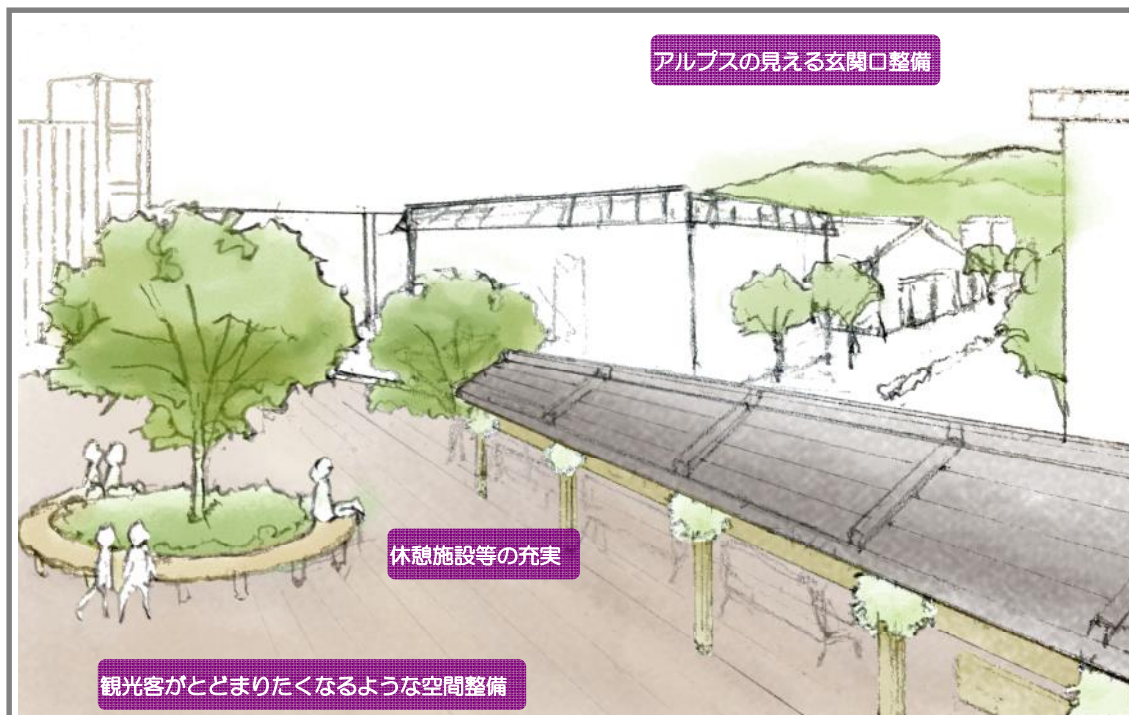
【 方 針 】

地域住民の生活基盤として快適で潤いのある景観の創出を図ります。
アルプスの眺望に配慮し、ゆとりのあるまちづくりに努めます。周辺のまちなみの連続性に配慮します。
駅前を中心とする市街地は、市民も、駒ヶ根を訪れた観光客も歩きたくなるような雰囲気づくりに努めます。

住み心地よい住宅景観の創出	・ 公共空間（道路等）と民間空間（住宅等）が調和したまちなみの整備を目指します。
周辺景観と調和した商業地域、工業地域整備	・ 駒ヶ根の自然景観及び住宅地の生活景観を阻害しないよう、建物の規制・誘導等を図る。
自然資源の保全・創出	・ 街路樹や鼠川などの市街地でみられる自然資源を活かした潤いのある空間整備・親水整備を図る。
歴史・文化資源の活用整備	・ 歴史・文化資源を活かした景観形成や点在する石造物を生かした歴史景観スポットの整備を図る。



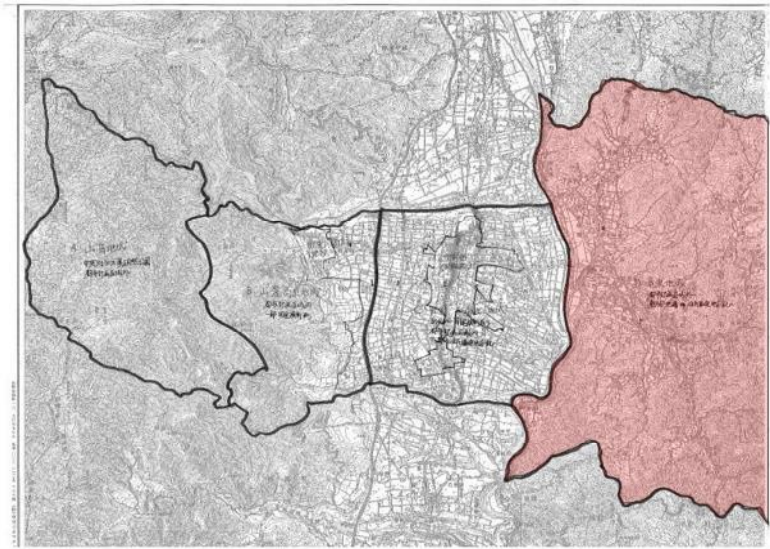
【周辺景観と調和した駒ヶ根の玄関口整備】



駒ヶ根駅は駒ヶ根インターとともに駒ヶ根市の玄関口となる地域です。そのため、市民のほか、駒ヶ根市を訪れた観光客がまわりを歩きたくなるような拠点をイメージし修景整備等を図ります。



6. 中山間地域（竜東地域）



- * 天竜川から東の地域
- * 東伊那景観形成住民協定地区を含む

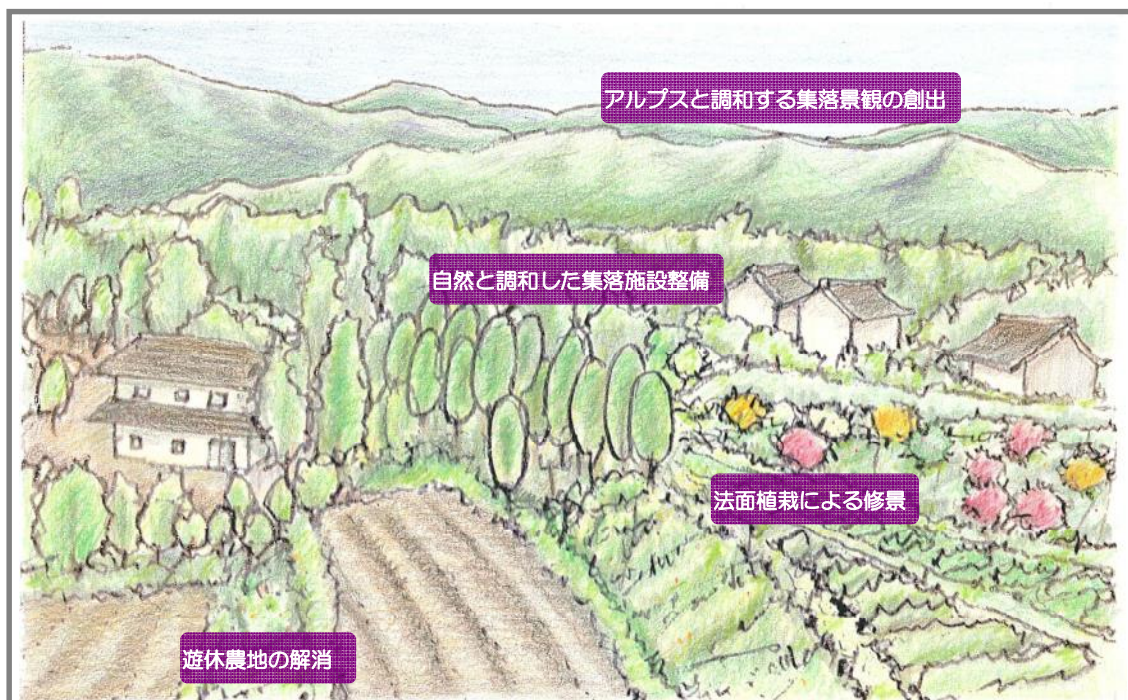
【 方 針 】

天竜川沿いや、中山間地域に拡がる田園風景及び森林の維持保全と地域の特性をいかした集落景観の整備を行い、変化に富んだ特徴のある中山間地の景観を創出します。

中山間集落 ゾーン整備	・ 各集落における植栽の推進と遊休農地における営農継続、農地の保全を図り、中山間地域の景観形成を図る。
伝統的な集落景観の維持・保存整備	・ 伊那谷特有の石積みや常緑樹の生け垣等による特徴のある棚田や破風屋根やなまこ壁の土蔵による駒ヶ根らしい集落景観の維持保全・創出を図る。
遊休農地整備	・ 荒廃した遊休農地を解消し、山を借景とした魅力ある景観の創出を図る。
花の管理整備 （彩り）	・ 点在する花の景観スポット等を、継続して維持管理する。
里山の整備	・ 自然林等の荒廃を防ぎ、既存樹木を活かし、自然と溶け込むような、良好な里山景観整備を行う。

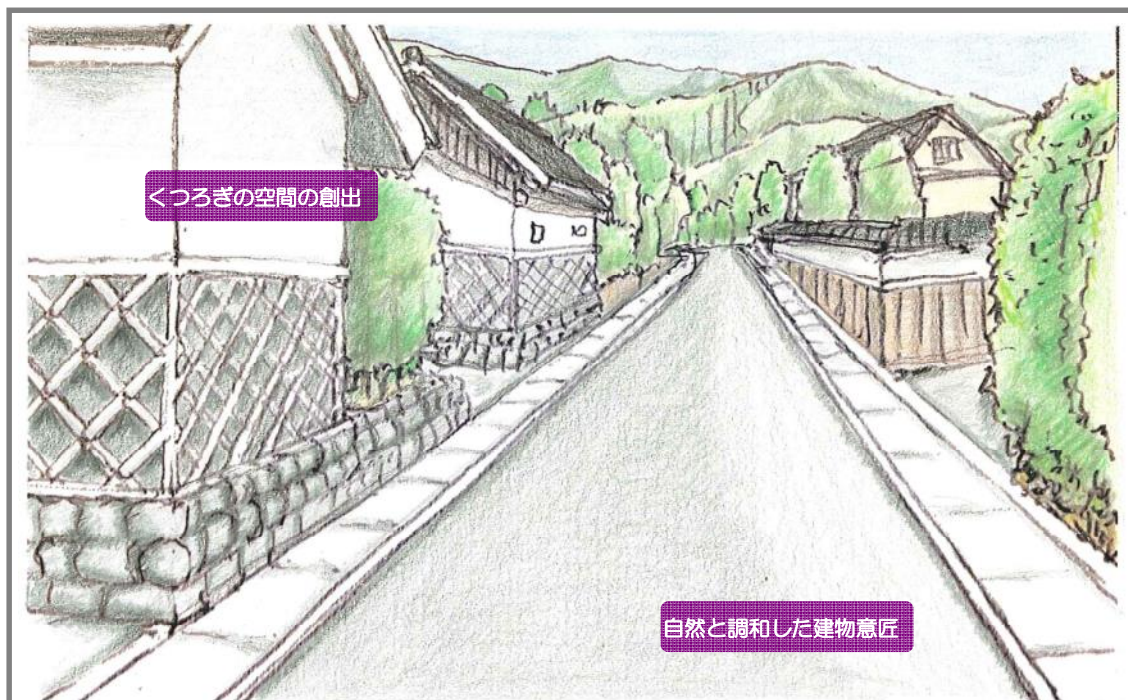


【中山間集落と遊休農地の修景】



農地の法面や民地に花を植栽し点在する花の景観スポットを創出し、また、遊休農地の管理や活用を図ることにより中山間の良好な里山景観の創出を図ります。

【伝統的な集落景観の維持・保存整備】



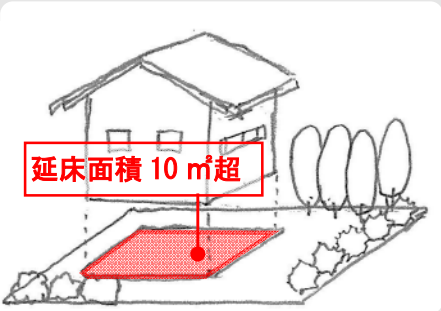
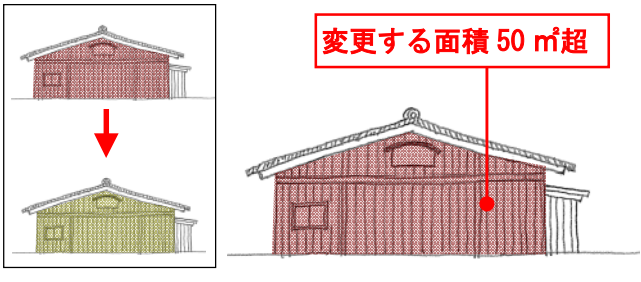
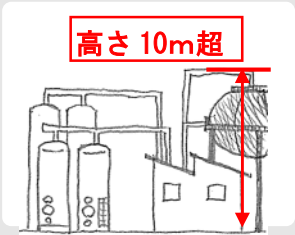
中山間の集落の特徴である石積みや生垣、なまこ壁の土蔵の維持保全・創出を図ります。

3. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

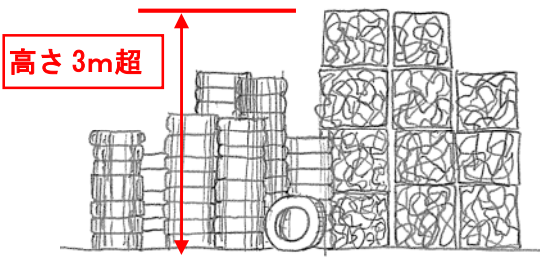
(1) 景観法及び駒ヶ根市景観条例に基づく届出対象行為

良好な景観形成を図るため景観計画区域内では以下の行為についてはあらかじめ駒ヶ根市長への届け出が必要となります。

【景観計画区域の届け出対象行為】

【 届け出対象行為 】	
対象行為	届出対象規模
(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転	・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条に規定する建築確認申請を要する建築物及び、都市計画区域外においては、延床面積 10 平方メートルを超えるもの 
(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	・ 変更に係る面積が 50 平方メートルを超えるもの 
(3) プラント類(注 1)、自動車車庫(建築物とならない機械式駐車場装置)、貯蔵施設類(注 2)、処理施設類(注 3)等の建設等	・ 高さ 10m を超えるもの ・ 又は築造面積 100 平方メートルを超えるもの 



(4)電気供給施設等(注 4) 建設等	・高さ 10mを超えるもの
(5) (2) から (4) まで以外の工作物の建設等	・長さ 10m以上かつ高さ 1.5m以上 ・又は高さ 10mを超えるもの
(6) 土石の採取又は鉱物の掘採	・面積 1000 平方メートルを超えるもの ・又は生じる法面・擁壁の高さ 2mかつ長さ 10mを超えるもの
(7) 土地の形質の変更(注 5) (土石の採取又は鉱物の掘採を除く)	・面積 500 平方メートルを超えるもの ・又は生じる法面・擁壁の高さ 3m若しくは高さ 2m かつ長さ 20mを超えるもの
(8) 屋外における物件の堆積	・堆積の高さ 3mを超えるもの ・又は面積 300 平方メートルを超えるもの  The diagram illustrates a pile of materials, including bags and boxes, with a red double-headed arrow indicating a height of 3 meters or more. A red box with the text '高さ 3m超' (Height 3m or more) is placed next to the arrow.
(9) (1) ～ (5) までの建築物、又は工作物の外観における公衆の関心を引くための形態又は色彩その他の意匠(注 6)	・表示面積 10 平方メートルを超えるもの

(注 1) プラント類とは、コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類するもの

(注 2) 貯蔵施設類とは、飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設

(注 3) 処理施設類とは、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

(注 4) 電気供給施設等とは、電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 9 号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 2 条第 1 号に規定する「電気通信」のための施設

(注 5) 土地の形質の変更とは、都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為及び景観法施行令第 4 条第 1 項に規定する土地の形質の変更

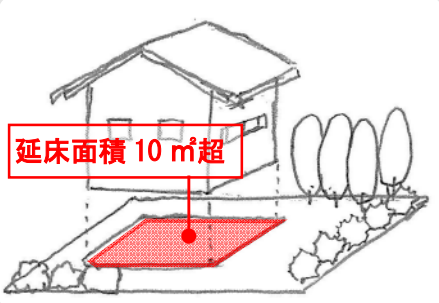
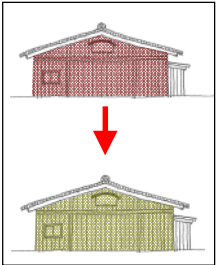
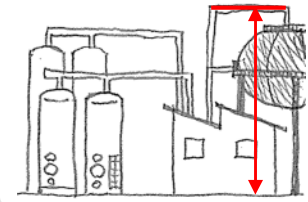
(注 6) 当該意匠がある状態が 30 日を超えて継続しないものを除く。



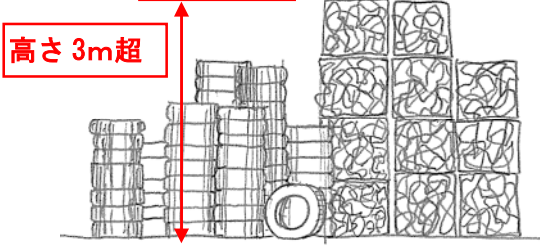
(2) 景観育成重点地区の景観法及び駒ヶ根市景観条例に基づく届出対象行為

良好な景観形成を図るため重点地区内では以下の行為についてはあらかじめ駒ヶ根市長への届け出が必要となります。

【重点地区の届け出対象行為】

【 届け出対象行為 】	
対象行為	届出対象規模
(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転	・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条に規定する建築確認申請を要する建築物及び、都市計画区域外においては、延床面積 10 平方メートルを超えるもの  延床面積 10 m²超
(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	・ 変更に係る面積が 25 平方メートルを超えるもの  変更する面積 25 m²超
(3) プラント類(注 1)、自動車車庫(建築物とならない機械式駐車場装置)、貯蔵施設類(注 2)、処理施設類(注 3)等の建設等	・ 高さ 10mを超えるもの ・ 又は築造面積 20 平方メートルを超えるもの  高さ 10m超
(4) 電気供給施設等(注 4)建設等	・ 高さ 8mを超えるもの



(5) (2) から (4) まで以外の 工作物の建設等	・長さ 10m 以上かつ高さ 1.5m 以上 ・又は高さ 5m を超えるもの
(6) 土石の採取又は鉱物の掘採	・面積 300 平方メートルを超えるもの ・又は生じる法面・擁壁の高さ 1.5m を超えるもの
(7) 土地の形質の変更（注 5） （土石の採取又は鉱物の掘採を 除く）	・面積 300 平方メートルを超えるもの ・又は生じる法面・擁壁の高さ 1.5m を超えるもの
(8) 屋外における物件の堆積	・堆積の高さ 3m を超えるもの ・又は面積 100 平方メートルを超えるもの 
(9) (1) ～ (5) までの建築物、 又は工作物の外観における公衆 の関心を引くための形態又は色 彩その他の意匠（注 6）	・表示面積 3 平方メートルを超えるもの

（注 1）プラント類とは、コンクリートプラント、クラシャープラントその他これらに類するもの

（注 2）貯蔵施設類とは、飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設

（注 3）処理施設類とは、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

（注 4）電気供給施設等とは、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 9 号に規定する「電気事業」のための施設
又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する「電気通信」のための施設

（注 5）土地の形質の変更とは、都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為及び景観法施行令第 4 条第 1 項に規定する土地の形質の変更

（注 6）当該意匠がある状態が 30 日を超えて継続しないものを除く。



(3) 景観計画区域の区分ごとの景観形成基準

景観形成基準

1. 山岳地域

- * 中央アルプス県立自然公園（昭和 26 年 11 月 22 日指定）の駒ヶ根市の範囲とする。
- * この範囲内については県立自然公園条例、長野県文化財保護条例による行為の届出及び許可が必要な地域であるため、景観法及び駒ヶ根市景観条例の届出の対象外とする。

2. 山麓高原地域

【 形 成 基 準 】

建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

配置	・ 道路に面した場所は、道路からの壁面の後退距離を出来る限り多くとること。 ・ 隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。 ・ 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。 ・ 電柱・電線は、良好な森林景観を阻害しないよう配慮し設置すること。 ・ 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。
規模	・ 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。 ・ 高さは現状の別荘地で見られる建築物の高さ程度とすることが望ましい。



形態・意匠	・勾配屋根とするよう努めること。ただし、一戸建て住宅以外の建築物については周囲との調和に配慮し景観を崩さない計画と認められる場合は、屋根の形状は問わない。 ・周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。 ・周辺の建築物等の形態との調和に努めること。 ・建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、ランドマークの形成にも努めること。 ・大規模な平滑面が生じないように、陰影等壁面の処理に配慮すること。 ・周辺の基調となる建築物等に比べ規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。 ・河川、道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 ・非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。 ・屋上・屋外設備は外部から見えにくいように工夫すること。
材料	・敷地の土留めは、自然の法面の緑化、自然石積み、化粧ブロック等を用いるなど景観に配慮するよう努めること。 ・外壁は高原地としてのくつろぎを感じられる雰囲気演出するため、自然素材又は地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。 ・反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。 ・金属板、ミラーガラス、無塗装金属板の使用は出来るだけ避け、使用する場合は周囲との調和に十分配慮すること。
色彩等	・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。 外壁面 ・外壁面に使用する色相の彩度は（R）8以下、（YR）8以下、（Y）10以下、（GY）6以下、その他の色相は4以下とすること。 ・明度は周辺景観に調和するよう努めること。



敷地の緑化	・敷地境界には、なるべく生垣、樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 ・周辺の建築物等と比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 ・駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。 ・使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間は周囲の緑化との連続性に配慮すること。 ・河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。 ・可能な限り緑化に努めること。
土地の形質の変更（法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの（土石の採取及び掘採を除く）をいう。以下同じ。）	
変更後の土地の形状、修景、緑化等	・大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。 ・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 ・敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。
土石の採取及び鉱物の掘採	
採取等の方法、採取等後の緑化等	・周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 ・採取後は自然植生と調和した緑化等により修景すること。
屋外における物件の集積又は貯蔵	
集積、貯蔵の方法、及び遮へい方法	・物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 ・道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。
公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他意匠に関する付加基準	
配置	・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。
規模、形態・意匠	・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。
材料	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。
色彩等	・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。



景観形成基準

3. 観光・田園地域

【 形 成 基 準 】

建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

配置	・ 景観道路軸指定道路からの後退距離は2m以上とするよう努めること。ただし、宿泊施設や観光関連施設等の一戸建て住宅以外の建築物は出来るだけ景観道路軸指定道路から5m以上後退するよう努めること。（複数接している場合は一面以上。付属屋除く） ・ 隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。 ・ 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。 ・ 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。 ・ 電柱・電線は、良好な森林景観を阻害しないよう配慮し設置するよう努めること。
規模	・ 高さは現状でみられる高さ5階までとすること。 ・ 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。
形態・意匠	・ 勾配屋根とするよう努めること。ただし、一戸建て住宅以外の建築物については周囲との調和に配慮し景観を崩さない計画と認められる場合は、屋根の形状は問わない。 ・ 宿泊施設等の高層建築物は、調和のとれた意匠とすること。 ・ 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。 ・ 周辺の基調となる建築物等に比べ規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。 ・ 河川、道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 ・ 非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。 ・ 屋上・屋外設備は外部から見えにくいように工夫すること。
材料	・ アルプスのふもとに形成された観光地としてくつろぎを感じられる雰囲気とするため、自然素材または地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。 ・ 周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。 ・ 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。 ・ 敷地の土留めは、自然の法面の緑化、自然石積み、化粧ブロック等を用いるよう努めること。



色彩等	・ けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・ 多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・ 照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。 外壁面 ・ 外壁面に使用する色相の彩度は（R）8以下、（YR）8以下、（Y）10以下、（GY）6以下、その他の色相は4以下とすること。 ・ 明度は周辺景観に調和するよう努めること。
敷地の緑化	・ 敷地境界には、なるべく生垣、樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 ・ 周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 ・ 駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。 ・ 使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間は周囲の緑化との連続性に配慮すること。 ・ 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。 ・ 可能な限り緑化に努め、維持管理に努めること。
土地の形質の変更	
変更後の土地の形状、修景、緑化等	・ 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。 ・ 擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 ・ 敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。
土石の採取及び鉱物の掘採	
採取等の方法、採取等後の緑化等	・ 周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 ・ 採取後は自然植生と調和した緑化等により修景すること。
屋外における物件の集積又は貯蔵	
集積、貯蔵の方法、及び遮へい方法	・ 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 ・ 道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。
公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他意匠に関する付加基準	
配置	・ 道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・ 河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。
規模、形態・意匠	・ 基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。
材料	・ 周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。



	・ 反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。
色彩等	・ けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・ 多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・ 光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。



景観形成基準

4. 周辺田園・河岸段丘地域

【 形 成 基 準 】

建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

配置	・ 景観道路軸指定道路からの後退距離は2m以上とするよう努めること。ただし、一戸建て住宅以外の建築物は出来るだけ景観道路軸指定道路より5m以上後退するよう努めること。(複数接している場合は一面以上。付属屋除く) ・ 隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。 ・ 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。 ・ 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。
規模	・ 高さは現状の田園地域で見られる住宅等の高さとし、良好な田園景観を阻害しないこととする。 ・ アルプスへの眺望を阻害しないよう努めること。ただし、地域住民の生活向上及び地域活性化等を図ることを目的とし、かつ当該地域の住民及び地権者の了解が得られた事業についてはこの限りではない。 ・ 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。



形態・意匠	・勾配屋根とするよう努めること。ただし、一戸建て住宅以外の建築物については周囲との調和に配慮し景観を崩さない計画と認められる場合は、屋根の形状は問わない。 ・周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。 ・周辺の建築物等の形態との調和に努めること。 ・建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成やランドマークの形成にも努めること。 ・大規模な平滑面が生じないように、陰影等壁面の処理に配慮すること。 ・周辺の基調となる建築物等に比べ規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。 ・河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 ・非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。 ・屋上・屋外設備は外部から見えにくいように工夫する。
材料	・敷地の土留めは、自然の法面の緑化、自然石積み、化粧ブロック等を用いるよう努めること。 ・周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。 ・反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。
色彩等	・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。 外壁面 ・外壁面に使用する色相の彩度は（R）8以下、（YR）8以下、（Y）10以下、（GY）6以下、その他の色相は4以下とすること。 ・明度は周辺景観に調和するよう努めること。
敷地の緑化	・敷地境界には、なるべく生垣、樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 ・周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 ・駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。 ・使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間は周囲の緑化との連続性に配慮すること。 ・河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。 ・可能な限り緑化に努め、維持管理に努めること。



土地の形質の変更	
変更後の土地の形状、修景、緑化等	・大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。 ・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 ・敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。
土石の採取及び鉱物の掘採	
採取等の方法、採取等後の緑化等	・周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 ・採取後は自然植生と調和した緑化等により修景すること。
屋外における物件の集積又は貯蔵	
集積、貯蔵の方法、及び遮へい方法	・物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 ・道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。



公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他意匠に関する付加基準	
配置	・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。
規模、形態・意匠	・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。
材料	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。
色彩等	・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和、に留意すること。



景観形成基準

5. 市街地地域

【 形 成 基 準 】

建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

配置	・周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。 ・隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。 ・敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。 ・地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。
規模	・アルプスへの眺望を阻害しないものとするよう努めること。ただし、地域住民の生活向上及び地域活性化等を図ることを目的とし、かつ当該地域の住民及び地権者の了解が得られた事業についてはこの限りではない。 ・周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。
形態・意匠	・勾配屋根とするよう努めること。ただし、一戸建て住宅以外の建築物については周囲との調和に配慮し景観を崩さない計画と認められる場合は、屋根の形状は問わない。 ・周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。 ・周辺の建築物等の形態との調和に努めること。 ・建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成やランドマークの形成にも努めること。 ・大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。 ・周辺の基調となる建築物等に比べ規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。 ・河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 ・非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。 ・屋上・屋外設備は外部から見えにくいように工夫すること。
材料	・敷地の土留めは、自然の法面の緑化、自然石積み、化粧ブロック等を用いるよう努めること。 ・周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。 ・反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。



色彩等	・ けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・ 多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・ 照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。 外壁面 ・ 外壁面に使用する色相の彩度は（R）8以下、（YR）8以下、（Y）10以下、（GY）6以下、その他の色相は4以下とすること。 ・ 明度は周辺景観に調和するよう努めること。
敷地の緑化	・ 敷地境界には、なるべく生垣、樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 ・ 周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 ・ 駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。 ・ 使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間は周囲の緑化との連続性に配慮すること。 ・ 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。 ・ 特に道路に面した場所は、道路からの壁面の後退距離をとり、可能な限り緑化に努め、維持管理に努めること。
土地の形質の変更	
変更後の土地の形状、修景、緑化等	・ 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。 ・ 擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 ・ 敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。
土石の採取及び鉱物の掘採	
採取等の方法、採取等後の緑化等	・ 周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 ・ 採取後は自然植生と調和した緑化等により修景すること。
屋外における物件の集積又は貯蔵	
集積、貯蔵の方法、及び遮へい方法	・ 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 ・ 道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。
公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他意匠に関する付加基準	
配置	・ 道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・ 河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。
規模、形態・意匠	・ 基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。
材料	・ 周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・ 反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。



色彩等	・ けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・ 多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・ 光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。
-----	---



景観形成基準

6. 中山間地域（竜東地域）

【 形 成 基 準 】

建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

配置	・ 景観道路軸指定道路からの後退距離は2m以上とするよう努めること。（複数接している場合は一面以上。付属屋除く） ・ 隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。 ・ 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。 ・ 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。 ・ 電柱・電線は、良好な森林景観を阻害しないよう配慮し設置するよう努めること。
規模	・ 建築物の高さは、現状の住宅等の高さとし良好な森林景観を阻害しないこととすること。 ・ 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。
形態・意匠	・ 勾配屋根とするよう努めること。ただし、一戸建て住宅以外の建築物については周囲との調和に配慮し景観を崩さない計画と認められる場合は、屋根の形状は問わない。 ・ 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。 ・ 周辺の建築物等の形態との調和に努めること。 ・ 大規模な平滑面が生じないように、陰影等壁面の処理に配慮すること。 ・ 周辺の基調となる建築物等に比べ規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。 ・ 河川、道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 ・ 非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。 ・ 屋上・屋外設備は外部から見えにくいように工夫すること。
材料	・ 外壁はくつろぎを感じられる雰囲気演出するため、自然素材又は地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。 ・ 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。 ・ 金属板、ミラーガラス、無塗装金属板の使用は出来るだけ避け、使用する場合は周囲との調和に配慮すること。 ・ 敷地の土留めは、自然の法面の緑化、自然石積み、化粧ブロック等を用いるなど景観に配慮するよう努めること。



色彩等	・ けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・ 多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・ 照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。 外壁面 ・ 外壁面に使用する色相の彩度は（R）8以下、（YR）8以下、（Y）10以下、（GY）6以下、その他の色相は4以下とすること。 ・ 明度は周辺景観に調和するよう努めること。
敷地の緑化	・ 敷地境界には、なるべく生垣、樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 ・ 周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 ・ 駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。 ・ 使用する樹種は地域の風土にあつたものとし、特に道路等の公共空間は周囲の緑化との連続性に配慮すること。 ・ 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。 ・ 可能な限り緑化に努めること。
土地の形質の変更	
変更後の土地の形状、修景、緑化等	・ 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。 ・ 擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 ・ 敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。
土石の採取及び鉱物の掘採	
採取等の方法、採取等後の緑化等	・ 周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 ・ 採取後は自然植生と調和した緑化等により修景すること。
屋外における物件の集積又は貯蔵	
集積、貯蔵の方法、及び遮へい方法	・ 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 ・ 道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。
公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他意匠に関する付加基準	
配置	・ 道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・ 河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。
規模、形態・意匠	・ 基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。



材料	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。
色彩等	・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。



(4) 景観育成重点地区ごとの景観形成基準

景観形成基準

1. 駒ヶ根インター重点地区



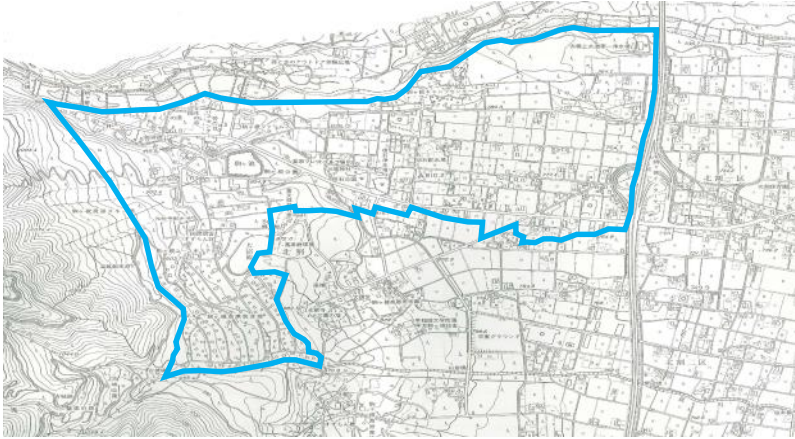
駒ヶ根インター重点地区は、市の玄関口として、多くの市民や観光客が訪れます。駒ヶ根市の第一印象として、おもてなしを感じていただける景観の育成を目指します。

【 形 成 基 準 】	
景観区域（周辺田園・河岸段丘地域）の景観形成基準によるほか、下記の基準を付加する。	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
配置	・道路からできるだけ後退するなど、建築物及び工作物ができるだけ目立たない配置になるよう努めること。
形態・意匠	・ふたつのアルプスの眺望、周囲の建築物等の形態及び自然景観との調和に努めること。
材料	・外壁は自然素材又はできるだけ自然景観と調和した素材とすること。
色彩等	・自然景観やまちなみと調和し、周囲の建築物の現状や地域性を踏まえた色彩とすること。
敷地の緑化	・観光客にアピールする豊かな自然景観と調和する植栽に努めること。 ・県道駒ヶ根・駒ヶ岳公園線沿道の緑化及び植栽の整備に努めること。
公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他意匠に関する付加基準	
配置・形態・意匠	・駒ヶ根高原のイメージと調和する空間の創出に努めること。



景観形成基準

2. 駒ヶ根高原重点地区



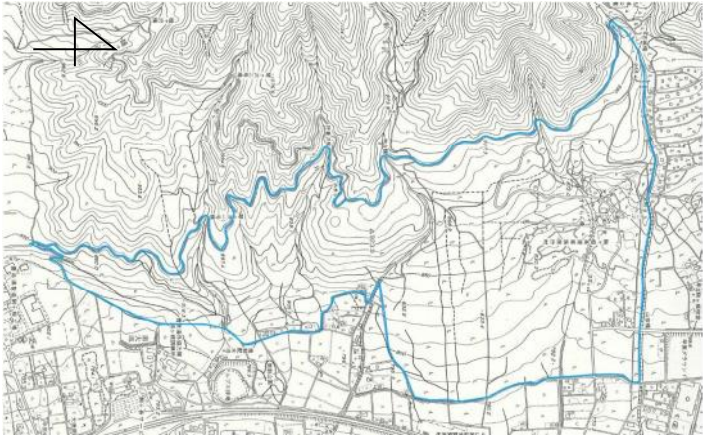
駒ヶ根高原重点地区は、中央アルプスと並ぶ駒ヶ根の観光拠点として、多くの観光客が訪れます。雄大な自然と落ち着いた雰囲気を大切にしつつ、にぎわいのある空間を創出するよう、事業者、市民の皆さんとともに景観への取組みを進めます。

【 形 成 基 準 】	
景観区域（観光・田園地域）の景観形成基準によるほか、下記の基準を付加する。	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
配置	・道路からできるだけ後退するなど、建築物及び工作物ができるだけ目立たない配置になるよう努めること。
形態・意匠	・市民や観光客が留まりたくなる空間にふさわしい外壁、意匠とすること。
敷地の緑化	・県道駒ヶ根・駒ヶ岳公園線沿道の緑化及び植栽の整備に努めること。



景観形成基準

3. 西山山麓エリア重点地区



西山山麓エリア重点地区は、豊かな自然景観と調和しつつ企業等が立地する地区です。市の活性化を目指しつつ、景観を大切にした開発を進めます。

【 形 成 基 準 】	
景観区域（山麓高原地域）の景観形成基準によるほか、下記の基準を付加する。	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
配置	・道路からできるだけ後退するなど、建築物及び工作物ができるだけ目立たない配置になるよう努めること。
敷地の緑化	・できるだけ敷地内に既存する樹木を残すよう努めること。



景観形成基準

4. 駒ヶ根駅前重点地区



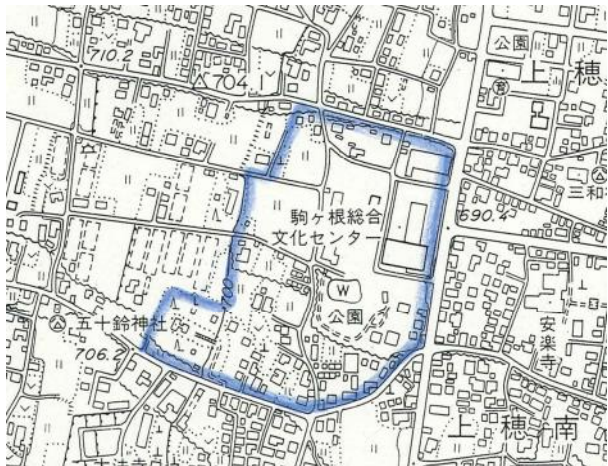
駒ヶ根駅前重点地区は、駒ヶ根インターと並ぶ市の玄関口としての役割を果たします。訪れる方におもてなしを感じていただける景観、街並みを歩きたくなる景観を目指し、にぎわいの空間づくりに取組みます。

【 形 成 基 準 】	
景観区域（市街地地域）の景観形成基準によるほか、下記の基準を付加する。	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
配置	・ にぎわい空間に調和するよう、前面空間をできるだけ広く取り、隣接する建築物とラインを揃えるよう努めること。
規模	・ 隣接する建築物との調和を図るよう努めること。
形態・意匠	・ 市民や観光客が留まりたくなる空間にふさわしい外壁、意匠とすること。
敷地の緑化	・ 壁面植栽やポイント植栽で華やかな景観を演出するよう努めること。 ・ 隣地と調和した植栽に努めること。



景観形成基準

5. 文化センター重点地区



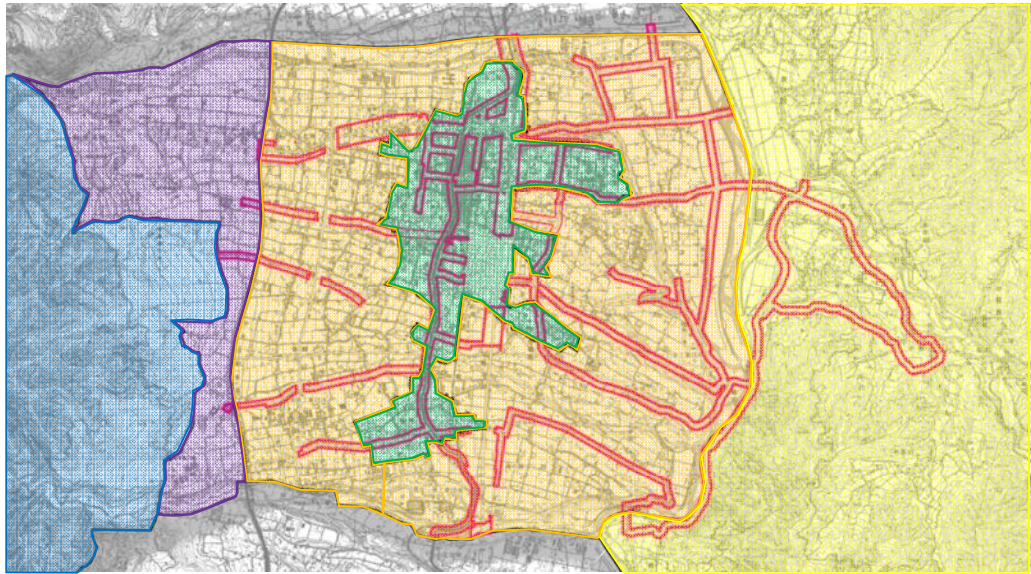
文化センターは、多くの市民の利用がある中央アルプスの重要な視点場となっています。この景観を守り育てる周辺地区のまちづくりを進めます。

【 形 成 基 準 】	
景観区域（市街地地域又は周辺田園・河岸段丘地域）の景観形成基準によるほか、下記の基準を付加する。	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
配置	・駒ヶ根総合文化センターを視点場とした中央アルプスへの眺望をできるだけ障害しない配置とするよう努めること。
規模	・駒ヶ根総合文化センターを視点場とした中央アルプスへの眺望をできるだけ障害しない高さとするよう努めること。
形態・意匠	・駒ヶ根総合文化センターを視点場とした中央アルプスへの眺望をできるだけ障害しないよう、周囲の建築物との調和に努めること。
色彩等	・できるだけ落ち着いた色調で、周囲の建築物との統一を図るよう努めること。
敷地の緑化	・駒ヶ根総合文化センターを視点場とした中央アルプスへの眺望に調和した植栽に努めること。



景観形成基準

6. 景観道路軸重点地区



駒ヶ根市はふたつのアルプスの眺望が、最も重要な景観資源です。道路は、その重要な視点場として捉え、主要道路及び東西に走る道路を景観道路軸として定め、その沿線を重点地区とし、駒ヶ根市の特色ある景観を活かすまちづくりを進めます。

【 形 成 基 準 】	
各景観区域の景観形成基準によるほか、下記の基準を付加する。	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
配置	・ふたつのアルプスの眺望をできるだけ障害しないよう努めること。 ・道路境界及び隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりある空間を確保すること。
規模	・沿道景観に配慮し、できるだけ周囲から突出した印象にならない規模、高さとするよう努めること。 ・高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感等を生じないよう努めること。
形態・意匠	・ふたつのアルプスの山並み及び周辺の建築物等の形態との調和に努め市民や観光客が歩きたくなる道路空間の創出に努めること。
色彩等	・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・使用する色数を少なくするよう努めること。
敷地の緑化	・沿道のポイント緑化に努めること。

景観道路軸重点地区は、下記に定める道路沿線の範囲とする。ただし他の重点地区の指定地区内を除く。

＊国道 153 号両側各 30 m

＊市道 菅の台線、光前寺南線、上穂飯坂線

＊広域農道（市道新春日街道線）両側各 30 m

上穂町線、小町屋線、辰見町本線、1-961 号



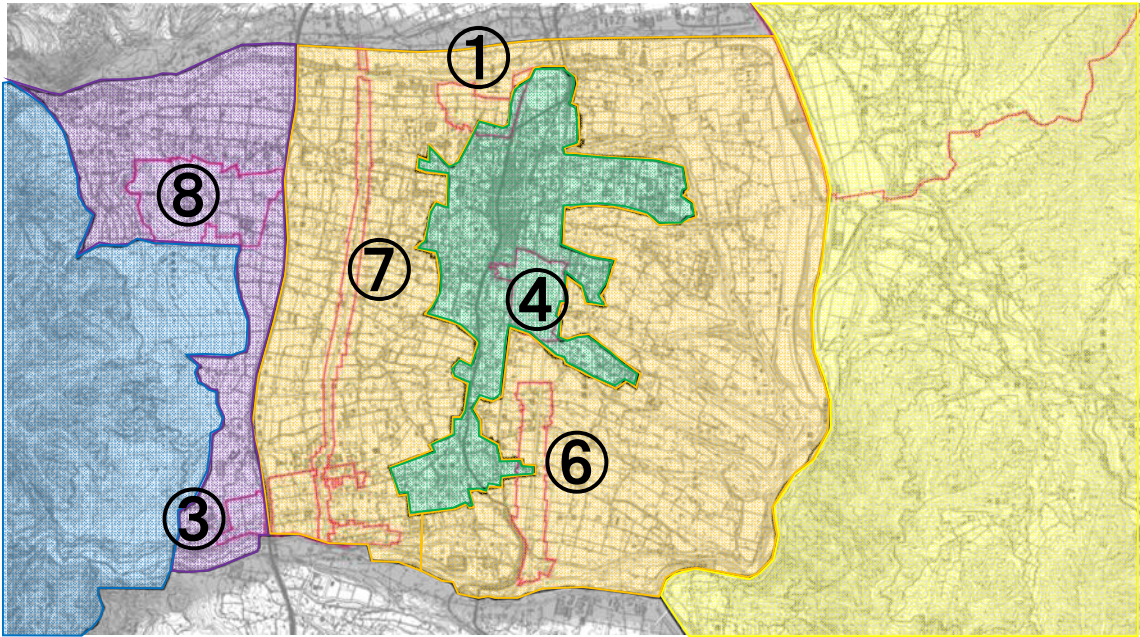
- *アクセス（主・駒ヶ根駒ヶ岳公園線）両側各100m
 - *伊南バイパス両側各100m
 - *主要地方道・伊那生田飯田線両側各30m
 - *主要地方道・駒ヶ根長谷線両側各30m
（中割菅沼線交差点まで）
 - *県道栗林宮田停車場線古田切本線両側各30m
- 線、古田切線、飯坂2号線、中街道線、1-405号線、4-32号線、4-17号線、小鍛冶線、赤須町線、1-867号線、吉瀬本線、馬見塚線、南割中田切線、中筋線、1-1098号線、中割縦線、古田切本線、中割菅沼線、琴ヶ沢線、農免道路北線、中割経塚線、梨の木線両側各30m

景観形成基準

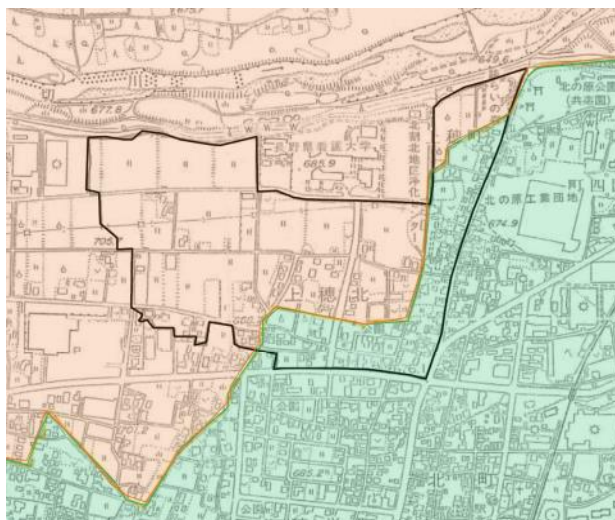
7. 景観育成住民協定地区

景観育成住民協定地区は、市民主体の景観の保全育成が図られている地区です。今後も重点的に協働による景観育成を進めるとともに、住民協定地区拡大への取組みを進めます。

【 形 成 基 準 】	
各景観区域の景観形成基準によるほか、下記の基準を付加する。なお、各住民協定の協定内容を遵守するよう努めること。	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
配置	・ 建築物は道路より2.0m、隣地境界より1.5m以上後退するよう努めること。
規模	・ 建築物の高さは13m以下とするよう努めること。 ・ ブロック塀等の透視不可能な塀の場合は高さ1.2m以下とするよう努めること。
材料	・ 道路に面する側の垣、又は柵の構造は出来るだけ生垣、又はフェンス等の透視が可能なものとする。
敷地の緑化	・ 道路に面した場所は可能な限り緑化に努めること。



竜西地区住民協定



① 看大周辺地域景
観形成住民協定

山麓高原地域

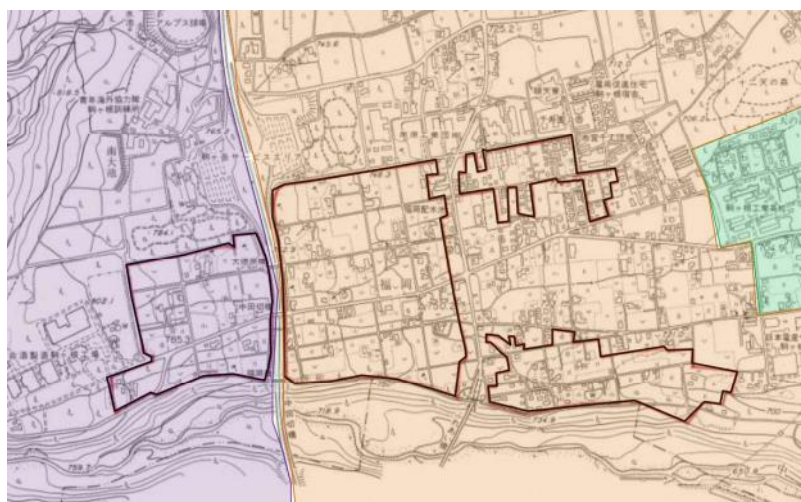
観光・田園地域

市街地地域

周辺田園・河
岸段丘地域

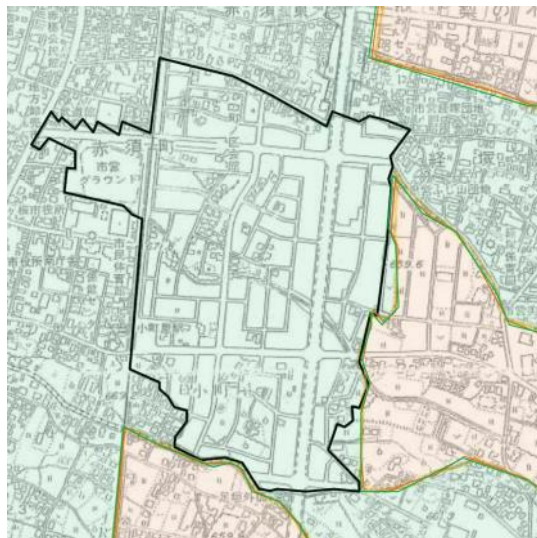
中山間地域

② 欠番



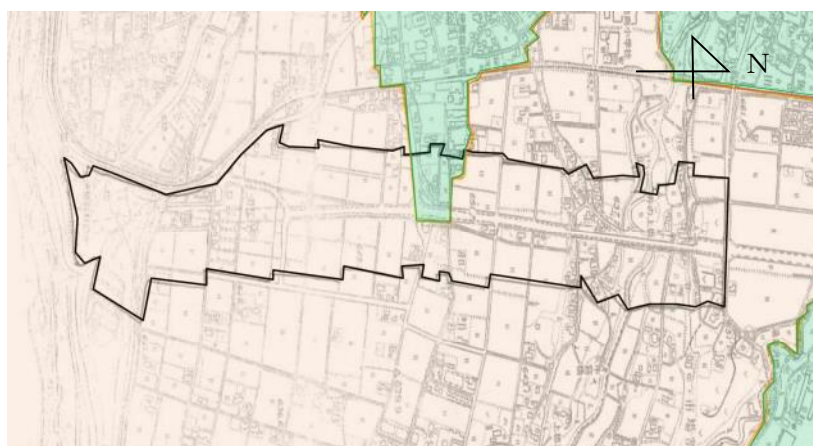
③ 大徳原周辺地域
景観形成住民協定





④ふたつのアルプス
望岳の里「南田市場」
景観形成住民協定

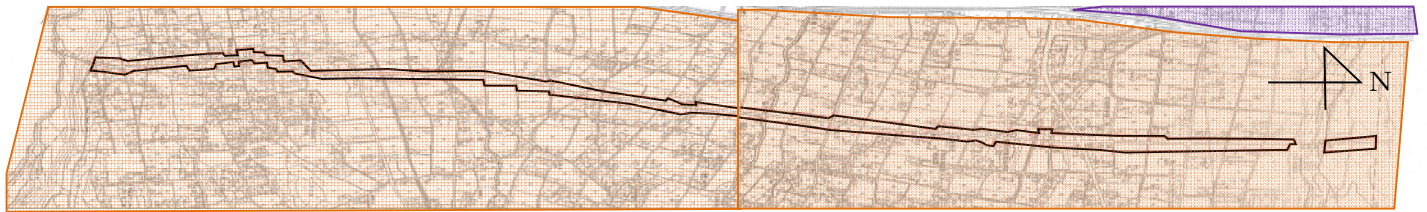
⑤欠番



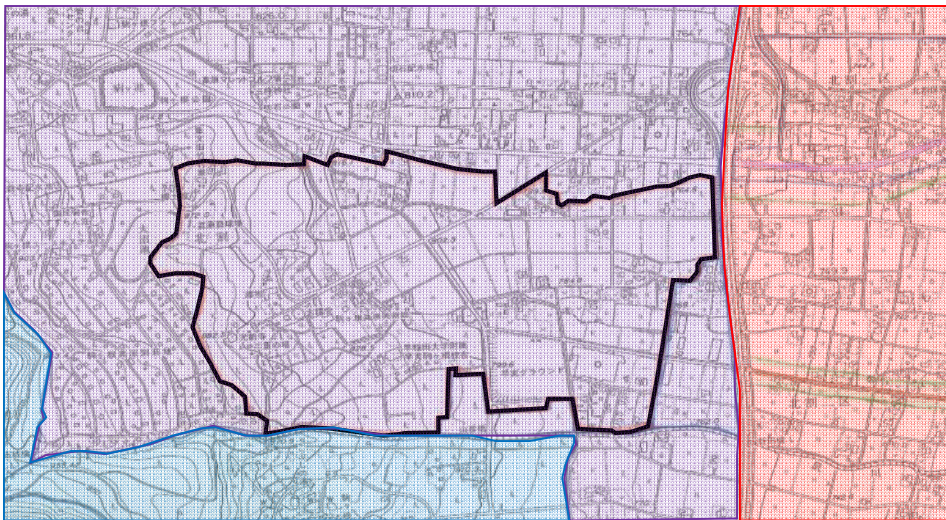
⑥伊南バイパス
「駒ヶ根南部」景
観育成住民協定



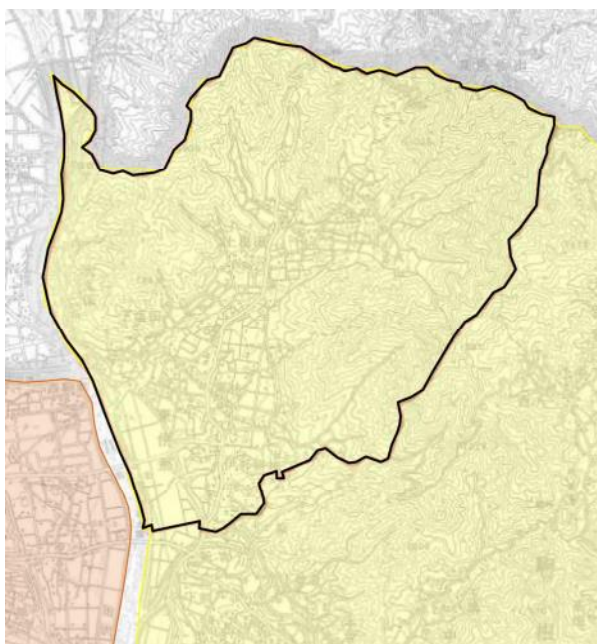
⑦広域農道沿線景
観形成住民協定



⑧「光前寺周辺水
仙の里」景観育成
住民協定



竜東地区住民協定



⑨東伊那景観形成
住民協定



4. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

景観計画では景観法第8条第2項第3号に規定する景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針を次のとおりとします。

1) 景観重要建造物

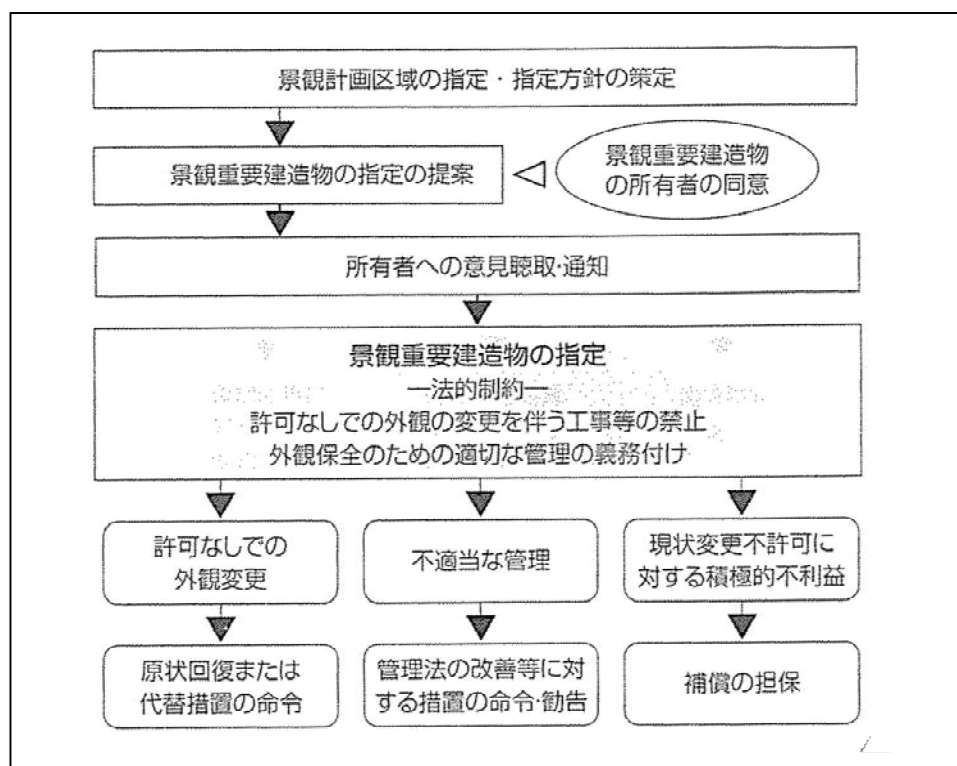
「景観区域ごとの良好な景観形成に関する方針」に基づき、周辺地域の情景を特徴付ける建造物のうち、景観計画区域の良好な景観づくりに資するものを次により指定します。

〈方針〉	
①文化財に指定されていないもので、景観上重要な歴史的建造物	
②駒ヶ根市を象徴するような歴史的な外観様式や工法がよく残っているもの又はそれらを継承した新しい建造物	
③駒ヶ根市のランドマーク的な役割を担っている建造物	
④各計画区域の景観の特徴を代表するような外観を有している建造物	

景観重要建造物の指定について

	内容
指定による効果	・優れた外観を有する建築物等の保全による良好な景観の形成を図ることができる ・その地域に関わる人たちの景観に対する意識向上に貢献できる。
所有者の管理義務	・外観保全のための適切な管理を義務付けられる。(景観行政団体は管理法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、または勧告することができる)





景観重要建造物制度の概念図



2) 景観重要樹木

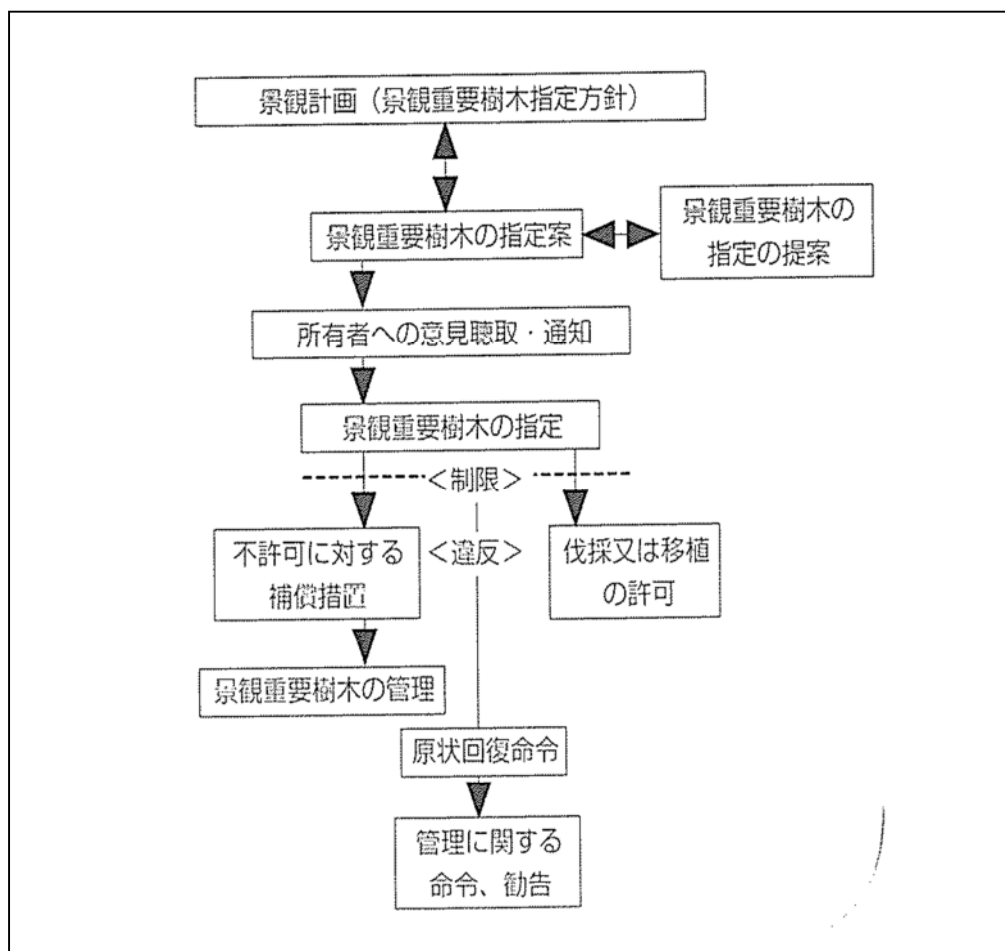
「景観区域ごとの良好な景観形成に関する方針」に基づき、周辺地域の情景を特徴付ける樹木のうち、景観計画区域の良好な景観づくりに資するものを次により指定します。

〈方針〉	
①市の景観保存樹木以外の樹木で、景観保存樹木の対象基準である「地域の景観を代表するようなもの」「樹木の保存会があり、地域の活性化などに寄与するもの」に準じ、駒ヶ根市を特徴づける景観の一部として価値のある樹木	
②駒ヶ根市のランドマーク的な役割を担っている樹木	
③景観計画区域の景観道路軸から目につきやすい樹木、地域を特徴づけることのできる樹木	

景観重要樹木の指定の概要

	内容
指定による効果	・ 外観の優れた樹木の伐採や外観の変更を防ぎ、地域全体の良好な景観の形成を図ることができる。 ・ その地域に関わる人たちの景観に対する意識向上に貢献できる。
所有者の管理義務	・ 外観保全のための適切な管理を義務付けられる。（景観行政団体は管理法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、または勧告することができる）





景観重要樹木制度の手続、制限等図



[参考：駒ヶ根市景観保存樹木]

指定番号	保存樹名称
1	三和森神社（桜、杉）
2	（欠番）
3	（欠番）
4	（欠番）
5	菅の台保存樹林 菅の台雑木林他
6	長春寺高野槇
7	（欠番）
8	西光の枝垂桜
9	菅の台保存樹林 菅の台雑木林他

（保存樹木等）

「駒ヶ根市美しい景観まちづくり条例施行規則（第8条）」

条例第13条第1項に規定する保存樹木等は、次の各号のいずれかに該当するものの中から指定するものとする。

- (1) 地上1.5メートルの高さにおける幹の周囲が、1.5メートル以上であるもの
- (2) 高さがおおむね13メートル以上であるもの
- (3) はん登性樹木にあつては、枝葉の面積がおおむね30平方メートル以上のもの
- (4) 保存樹林にあつては、樹木等の集団の土地の面積がおおむね300平方メートル以上であり、その集団に属する樹木等が健全で、かつ、その集団が美しい景観まちづくり上特に優れているもの
- (5) その他市長が保存することが必要と認めるもの

3) 指定にあたっての考え方

景観重要建造物及び景観重要樹木を指定する際には事前に持ち主の同意を得るとともに、景観審議会と協議を行うこととします。

今後、景観計画に基づき景観重要建造物及び景観重要樹木を指定することで、自然景観や歴史的景観の面から景観形成を図り、駒ヶ根市の特徴ある景観を図っていくものとします。

これにより、自然景観や歴史的景観への市民の共通認識を形成し、協働による保存、整備活動を促進する効果を期待します。



5. 良好な景観形成のために必要な事項

(1) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する方針

1) 方針

屋外広告物は、景観づくりに与える影響が大きいため、駒ヶ根市の現状と問題点を把握し、適正な方針のもと誘導を図ることがきわめて重要です。

これまで、駒ヶ根市で施行されていた長野県景観計画の法定事項の中でも「屋外広告物の表示等の制限に関する事項」として定めており、また、阻害要因となりうる屋外広告物については長野県屋外広告物条例で広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為（以下「屋外広告物の表示等」という。）の制限に関しての必要な事項を定めることで、適正な規制誘導を行い良好な景観の育成を図ることとしています。

方針の内容としては現在施行されている長野県の屋外広告物条例をもとに、駒ヶ根市の良好な景観形成を行うための規制を設定します。また、規制するエリアについては、長野県屋外広告物条例の規制エリア外についても、必要に応じて許可区域に設定します。

また、景観重要建造物、景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）に係る屋外広告物の表示等に当たっては、当該景観重要建造物等ごとに定める管理の基準との調和が保たれるものとするものとします。

2) 用語の定義

屋外広告物の定義

ここで制限する屋外広告物の定義については以下のとおりです。

【屋外広告物】…常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

【自己用看板】…屋外広告物のうち自己の事業所（事業敷地内）などに表示する一定規模以上の自己用広告物をいう。（以下、自己用とする）

【案内用看板】…自己用のうち、入口案内看板をいう。（以下、案内用とする）



3) 長野県の屋外広告物条例

条例の目的	「屋外広告物の表示等」の制限に関して必要な事項を定めること。
表示禁止物件	1. 橋 2. 街路樹、路傍樹並びに道路上のさく及び駒止 3. 銅像及び記念碑 4. 火災報知器、消火栓及び消防の用に供する望楼、警鐘台その他の施設 5. 公衆電話ボックス 6. 信号機、道路標識及び道路交通情報の管理施設 7. 電柱及び街路灯柱 8. 景観重要建造物、景観重要樹木、景観資産 9. 送電塔 10. 貯水塔 11. 高架構造物 12. よう壁（道路の防護施設に限る。） 13. 路上変電塔 14. カーブミラー 15. パーキング・チケット発給設備
禁止地域	表示・設置を禁止する地域。
許可地域	表示・設置を行う場合は知事の許可が必要な地域。

4) 屋外広告物の規制に関する本市の考え方

駒ヶ根市における景観形成上の問題点のひとつは、アクセス道路における屋外広告物による景観の阻害、特にアルプスへの眺望の阻害です。

そこで、本市独自の屋外広告物条例による屋外広告物のコントロールを検討します。



(2) 景観重要公共施設の整備に関する方針

駒ヶ根市景観計画では、駒ヶ根市の公共施設において、市民に親しまれている、または景観の一部としてランドマーク的役割を担っている等に該当する施設は、駒ヶ根市の景観づくりにおいて重要であるため景観重要公共施設に指定します。

〔整備方針〕

- ・道路計画は良好な景観形成を阻害しないよう配慮した計画とする。
- ・道路の付帯施設は景観を阻害しないよう、地域の特性をふまえた素材、意匠、色彩等とする。
- ・河川計画は良好な河川景観を阻害しないよう配慮した計画とする。
- ・特に河川の場合、河川を拠点として生活する生物や植物の生態系によって特徴ある景観が形成されていることも多いため、生態系には十分配慮した計画とする。
- ・公園計画は豊かな自然景観を有している公園が多く、それらの自然景観を阻害しないよう配慮した計画とする。
- ・その他に市民や観光客の拠点となる公共施設については、地域景観と調和した計画を行うものとする。

(3) 景観農業振興地域整備計画の策定に関する方針

駒ヶ根市の原風景のひとつは、市街地からふたつのアルプスの間に広がる田園風景であり、駒ヶ根市の景観形成上の重要な背景です。景観農業振興地域整備計画は、農業振興地域において、農業振興を前提とした農地景観を形成するための計画であり、景観農業振興地域整備計画を策定する際は、この田園風景に代表される良好な景観に配慮しつつ、優良な営農条件を確保する観点を大切に考えるものとします。また、農地は、農産物の生産の場であるとともに、農業の持続的な発展により、防災、水源のかん養、生態系の保全、良好な景観づくり、文化の伝承などの多面的な機能を発揮してきたことを踏まえ、地域や地区の個性や多様性に配慮します。

第4章 協働と連携の景観まちづくり



1. 市民・事業者が景観まちづくりに参加する仕組み

(1) 景観育成住民協定地区の拡大に向けて

市民や事業者が、景観まちづくりに自らが参加し、良いものをつくれれば評価され、駒ヶ根市の景観のお手本になっている実感が高まることは、景観まちづくりに対する意欲の大きな原動力になります。

駒ヶ根市では、現在7つの地区で景観育成住民協定を結んでおり、それぞれがよりよい景観を目指して活動を行っています。今後は駒ヶ根市全域においてさらなる市民による新たな景観育成住民協定地区の促進を目指します。

(2) 表彰制度

ここでは、駒ヶ根市で今まで行われていた制度、現在行われている制度、他都市で行われている制度を踏まえ、今後これらの継続及び実施を推進します。

駒ヶ根市景観条例 第32条第1項及び第2項 表彰

市では美しい景観の育成に寄与している建築物等の所有者及び管理者等、又は寄与する行為を行なった者を表彰することとし、市政45周年、50周年、55周年と5年ごとに駒ヶ根市景観まちづくり賞として表彰を行っており、今後も開催を継続します。



【平成21年度 受賞者】

＜すずらん通り維持管理組合＞ ＜火山花と緑の会＞
 ＜ふたつのアルプス望岳の里南田市場景観形成住民協定協議会＞
 ＜駒ヶ根市広小路商店街振興組合＞



(3) 提案制度と発展的協議

本景観計画は、定性的な基準を中心に整理しましたが、より良い景観づくりには、市民や事業者により、駒ヶ根市の風土、歴史にあったデザイン等の提案が必要です。建築家や事業者の優れた提案（建築形態、意匠など）を踏まえ、今後は景観形成基準の見直し、「景観ガイドライン」への掲載などの充実を図ります。

(4) 地域活動の促進

駒ヶ根市の景観を維持していくためには、行為制限に加え、日頃の清掃活動、緑化活動など市民、事業者の活動が重要であるため、このような活動に対して今後は市の支援を検討します。

また、維持管理が行き届いていない建築物や敷地、不法投棄等により、景観を阻害する場合については、今後、不法投棄の排除、老朽建築物の修繕や除去、庭木などの手入れなど、所有者・管理者が行うべき維持管理について、理解と協力を得るための啓発活動も行っていく予定です。

1) 駒ヶ根市公共施設アダプト制度

自宅や事業所の前の道路、公園等について里親の申請をし、自ら清掃や植栽管理などを行う制度。市民や事業者自らが景観形成、維持に取り組む制度として推進します。



2) 花いっぱい推進事業、花植えボランティア支援事業

市民の手により花いっぱいのまちなみを形成しています。市では花の苗の提供、補助を行うとともに、今後は事業実施の検討、事業のPRを図ります。



3) 清掃ボランティア支援事業

市民やボランティア団体などによる清掃活動への支援として、ゴミ袋や手袋の支給を実施します。景観まちづくりの第一歩を、子供、自治会等の手により進められるよう、今後は事業実施の検討、事業のPRを図ります。



4) 協働のまちづくり支援補助制度

駒ヶ根市では協働のまちづくりを推進するために、まち普請支援事業の「協働のまちづくり支援補助制度」などにより、市民団体やグループなどが自主的・主体的に取り組む活動を支援しています。

(広小路花と緑の街づくり事業)



ねずみ川せせらぎサイエンス



広小路花と緑の街づくり事業



きらめき公園周辺緑化事業



北割一区癒しの空間づくり



天竜川流域侵略植物駆除



2. 都市計画制度との連携

(1) 都市計画の制度の指定

景観計画における法的な効力は、建築物等の意匠形態、色彩等に関する届出とそれに景観形成基準をもとにした勧告です。景観計画で目指す将来像へより近づけるため建築基準法や都市計画法等との連携について今後検討していきます。

具体的には建築確認申請時に併せて景観形成基準との整合性を図る手法としては、「景観地区」や「地区計画」、「高度地区」があります。

これらの制度によって、より細やかな規程を整備できるとともに、強制力が高まります。

景 観 地 区

景観地区は、街の景観を維持するため都市計画法で定められた地域地区のひとつです。

これから良好な景観を形成していくような地区や、生活景観の保全・形成を図るような地区についても指定することができます。

景観法の中では都市計画区域（準都市計画区域）内で指定することができると定められています。

〔景観地区でできること〕

- ①形態意匠の基準について市町村長による認定制度が導入できる。
- ②建築物の高さ、壁面位置の制限、最低敷地規模の数値基準が建築確認の対象となる。
- ③工作物及び開発行為等については、必要な基準をそれぞれ条例で定めることができる。

高 度 地 区

高度地区は、都市計画法に基づき、建築物の高さが定められた地区をいいます。

住居専用地域など良好な住環境を維持するために建築物を指定した高さ以上にはならない最高限度を定めた地区と、土地の高度利用の面から、建築物を指定した高さ以上にならない最低限度を定めた地区があります。

高度地区で建築物の高さを定めることにより建築物の高層化の抑制を図ることが出来ます。

〔高度地区でできること〕

- 低層の街並みの維持、突出した高さの抑制
- 眺望やランドマークへの見通しを阻害する高さの規制



(2) 他の法制度との連携

景観まちづくりを進めるためには、他の法令との連携も重要です。上記の都市計画法のみならず、特に駒ヶ根市においては、以下の事項について、今後、推進と連携を図るものとなります。

1) 市民緑地制度(都市緑地法)の推進

駒ヶ根市には、十二天の森をはじめとする保存が望まれる緑地が多数あり、駒ヶ根市景観の特徴のひとつとなっています。またその景観の保全是景観計画の目標像の達成にあたっての重要なテーマとなります。しかし景観計画では緑地の保全是難しいため、「市民緑地制度」等による緑地の保全・管理を検討します。市民緑地制度は、土地所有者と駒ヶ根市が、緑地の整備・保全・管理に関する事項について締結し、緑地や緑化施設を公開する制度であり、現在駒ヶ根市で運用している景観保存樹木制度とともに、緑地の保全・管理に向けて今後検討します。



2) 自然公園法、長野県文化財保護条例

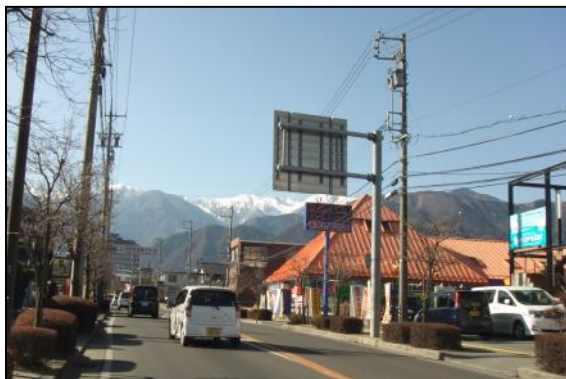
中央アルプス国定公園区域にかかわる規程、諸手続きとの連携を図ります。

3) 屋外広告物条例

今回、屋外広告物については、長野県の条例内容により規制誘導を図ることとしていますが、今後市独自の条例を検討します。

駒ヶ根市における景観形成上の問題点のひとつは、アクセス道路における屋外広告物による景観の阻害、特にアルプスへの眺望の阻害です。こういった本市のメインとなるエリアの街並み、景観誘導は、景観計

画や景観地区等による建築物のコントロールだけでは十分に整わないことから、景観形成の効果を上げるべく、屋外広告物の突出した表現を抑えることが重要となります。そこで、今後は、景観行政団体として、本市独自の屋外広告物条例による屋外広告物のコントロールを検討します。

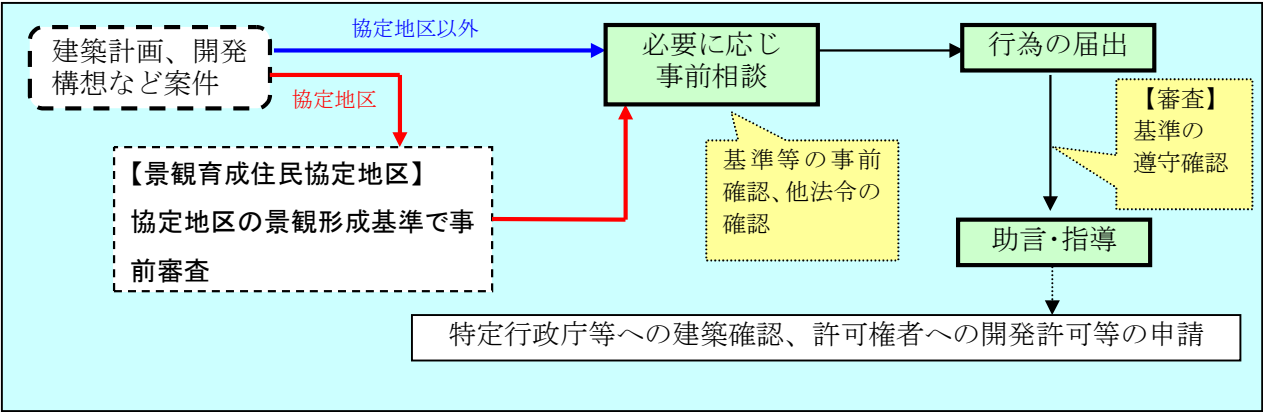


3. 景観形成の手続きの流れ

景観計画の手続きの流れ

法 16 条 の 建 築 行 為 等 の 届 出 に 対 す る 手 続 き の 流 れ

建築物の建築等や都市計画法上の開発行為、開発指導要綱に基づく開発行為、その他土地の開墾や廃棄物の堆積などの行為に対する手続きの流れは以下のとおりです。



手続きの時期	行為着手予定日の 30 日前まで
手続き対象者	景観計画(景観条例)に位置づけている建築行為等の届出対象者
提出書類	・ 景観計画区域内における行為の届出書 ・ 委任状(届出事務を委託する場合) ・ 添付図書 (届出に係る行為の種類により景観法施行規則又は条例の定めるところによる)
手続き窓口	駒ヶ根市役所
審査内容	景観計画に位置づけている「景観形成基準」に基づき、周辺景観との調和や建築物・工作物のデザイン・構造、境界部のデザイン等について協議の上、助言指導する。



4. より充実した景観計画の整備に向けて

望ましい景観形成に向けて

今後、届け出対象行為となる建築確認案件は、必要に応じて景観審議会へ諮問し、景観形成基準に準拠しているかどうかの審査が行われます。

しかし、今回策定した景観形成基準は、現段階でベストと考えられる内容ではありますが、今後経済社会情勢の変化や流行、人々の意識の変化に伴い、より駒ヶ根市の望む景観づくりを達成する基準、現基準よりもよりよい基準への進化・発展が求められる時期が来ると考えられます。

そのため、景観審議会の場合では、景観形成基準に合致しているかどうかの非裁量的な審査だけではなく、提案する側の建築家や事業主、デザイン専門家の創造力を最大限に発揮し、本市に新たな魅力や価値観を生み出すような発展的・創造的な協議の場とする必要があります。

景観について協議をすることは、その空間の目標像を育み、イメージを具体的に膨らませます。そういった創造的・発展的な協議の積み重ねが、建築家やデザイナーの創造力を生かしつつ、その目指す空間像の実現へとつながります。

また協議を積み重ねることにより、景観形成のルールに加えて、どのような「人材」「体制」「仕組み」が必要なのか、といったことも発展的にバージョンアップしていくと考えられます。

そういった知見の集積を生かし、今後、より望ましい景観の形成に向けた景観計画の改訂を進めるものとします。



駒ヶ根市景観計画策定委員会 名簿

(敬称略)

氏 名	所 属
◎ 伊 藤 精 晤	有識者
清 水 裕 子	有識者
伊 藤 伸 二	有識者
吉 川 貴 久	上伊那建築士会
麻 野 一 朗	上伊那塗装広告事業協同組合
橋 本 仁	駒ヶ根商工会議所
吉 見 次 郎	上伊那森林組合伊南支所
岩 崎 康 男	一般社団法人 駒ヶ根観光協会
小 出 一 夫	住民協定地区代表者
倉 田 一 徳	住民協定地区代表者
吉 澤 正 則	住民協定地区代表者
山 本 博 和	住民協定地区代表者
○ 澤 上 和 正	住民協定地区代表者
三 井 貞 明	住民協定地区代表者
粥 川 一 壽	住民協定地区代表者
村 上 守 伸	住民協定地区代表者
北 原 和 雄	住民協定地区代表者
菅 沼 辰 保	住民協定地区代表者
澤 森 祥 人	住民協定地区代表者
山 宮 貞 夫	公募委員
近 藤 美 智 代	公募委員
長 尾 孝 雄	公募委員
山 田 千 代 子	公募委員
赤 羽 明 人	公募委員
加 治 木 今	公募委員
小 原 茂 幸	公募委員
金 井 美 奈	公募委員
池 上 博 康	商連こまがね
神 野 幸 洋	農業委員

◎座長 ○副座長

